

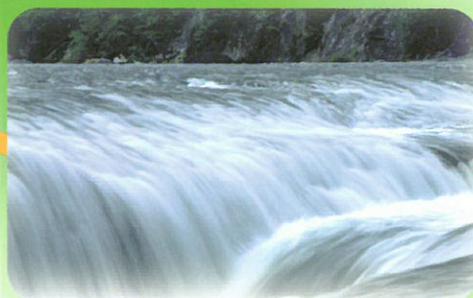
# わかやま さんぱい

VOL. 34

2015年8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人  
和歌山県産業廃棄物協会



2015 紀の国 わかやま国体

第70回国民体育大会 躍動と歓喜、そして絆

2015 紀の国 わかやま大会

第15回全国障害者スポーツ大会 躍動と歓喜、そして絆

当協会は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の大会協力企業です。



# 目 次

1	ごあいさつ		
①	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	会長 武田 全弘	2
②	和歌山県環境生活部	部長 栗山 隆博	4
③	和歌山市市民環境局	局長 山本 彰徳	5
④	和歌山県警察本部生活環境課	課長 前田 幸宏	6
2	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会総会・理事会		
①	第3回通常総会		7
②	平成27年度事業計画		23
③	理事会		28
3	公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係		
①	第5回定時総会		29
②	会議報告		30
③	全国産業廃棄物連合会政治連盟		32
④	全国正会員事務局責任者会議		33
⑤	平成26年度産業廃棄物処理業における安全衛生セミナー		33
⑥	平成27年度全国正会員事業研修		34
⑦	近畿地域協議会		34
4	行政ニュース		
①	「和歌山県災害廃棄物処理計画」を策定しました！		35
②	フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る時の留意事項について		40
5	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動		
①	支部研修会		44
②	産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～		45
③	安全衛生活動事業		46
④	県外視察研修会		54
⑤	第19回親睦ゴルフコンペ		55
⑥	不法投棄防止海上パトロール		56
⑦	収集運搬部会活動		57
⑧	第18回クリーンアップキャンペーン		58
⑨	災害廃棄物処理研修会		60
⑩	青年部会活動		61
6	事務局だより・情報コーナー		
①	県知事表彰について		64
②	災害廃棄物処理に対する取り組み		65
③	産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会		66
④	許可期限のお知らせ		67
⑤	「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」		68
⑥	会員ニュース		71
⑦	新入会員の紹介		72
⑧	協会への入会のおすすめ		73
⑨	全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟		74
⑩	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内		76
7	編集後記		80

## ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会  
会長 武田 全弘

会員の皆様方には、平素協会運営にご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、第3回通常総会が6月4日に、公務大変ご多忙の中、ご来賓として、各行政・関係機関・団体から、多数のご臨席を頂き、盛会裏に開催出来、全上程議案につきましては、会員各位のご承認を頂き、新年度の事業に取り組んでおりますことを謹んで御報告いたします。

又、総会において知事感謝状をはじめ、各表彰をお受けになられた皆さん方には、これまでのご功績に対しまして、衷心から敬意とお祝いを申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を御期待申し上げるところであります。

さて、国では、災害廃棄物対策に関する、廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律案が、本年3月24日に閣議決定され、今国会に提出されました。災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行うことが、今回の一部改正の趣旨であり、廃棄物処理法では、①平時の備えを強化するための関連規定の整備、②災害時における廃棄物処理施設の新設、または活用に係る特例措置の整備の2点。災害対策基本法においては、①大規模災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定、②大規模な災害に備えた環境大臣による、処理の代行措置の整備の2点であります。これによって、災害に備えて発災前・発災後において、維持・活用のため、強化すべき課題と対策が明らかにされたと考えております。

和歌山県は、全国に先駆け、昨年5月に、廃棄物行政に経験の深い職員を発災市町村への支援要員として指名、併せて大規模災害時における廃棄物処理に関し、和歌山県と締結した協定に基づき、派遣要請を受けた協会員が、発災地において支援要員の県職員と支援チームとして連携し、円滑・迅速な処理に取り組む体制が整備されたのであります。

我々は廃棄物処理のプロとして、より適正な処理技術と高度な知識を習得し、更に「和歌山県危機事象業務継続計画」に則り、災害や事故が発生した場合でも、企業の重要業務が中断しないよう、また仮に中断した場合であっても、早期復旧できるよう平時に計画をまとめ、事業経営に大きな打撃を与えることなく、廃棄物処理を通じ、取引先や顧客に対して悪影響を与え、自社の信用を失墜することのないよう、各企業が早急に「事業継続計画（BCP）の策定」に取り組むことが必要なことから、7月1日に研修会を開催し、和歌山県循環型社会推進課鳴神課長から「業務継続計画の策定」について講義を頂きました。全会員に対する研

修会の再度開催を迫って計画いたしますので、各会員は早急に業務継続計画の策定に取り組んでいただき、県民の期待に添うべく、会員各位のご理解をお願い致します。

また、全産連では平成19年11月に「全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画」を策定し、地球温暖化対策をはじめとする地球環境の保全に努め、その目標は達成されましたが、今後、更なる取り組みの推進が必要である、との認識に立ち「全国産業廃棄物連合会低炭素社会実行計画」を策定し、業界の温室効果ガス排出源は「産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出」及び「産業廃棄物の最終処分に伴うメタンの排出」に加え「産業廃棄物の運搬に伴う二酸化炭素の排出」といった産業廃棄物処理に伴う排出について「全産連会員企業は、2020年度における温室効果ガス排出量を、全体として基準年度の2010年度と同程度に抑制することを目標とする。尚、2020年度の目標達成は、2018年度～2022年度の5年間の排出平均値を持って評価する。」との目標を策定し、この実現に向けて努力するとの努力目標でありますので、これについても各位のご協力を併せてお願いいたします。

このほか、「優良認定事業者育成制度の更なる充実」「使用済み自動車の解体・破碎段階を含め、質の高いリユース・リサイクルを推進し、資源の有効利用と社会的コストの低減を追求するため、自動車リサイクル制度の評価・検討」「再生材の滞留が深刻化する中、処分を前提とした体制整備ではなく、建築・土木工事等における再生品の利活用を前提とした体制を構築しなければ、解体工事の増加、東京オリンピック等大規模工事から発生する建設廃棄物の増加に対応出来る、適法かつ適正な処理方策を確保しなければ、工事そのものの進捗を妨げる恐れがある」等の課題について各部会・委員会において、国の動きに対して後手に回ることなく、業界要望等の意見を機動的に提出できるよう取り組んでおります。幸い、昨年10月、自由民主党衆・参議員105名の先生方が「産業・資源循環議員連盟」を立ち上げて頂き、設立総会・第一回役員会を開催しました。今後これら連合会の課題についても、議員連盟の先生方にご検討いただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

終わりにあたり、会員各位のご健勝・ご繁栄をご祈念申し上げ、誠に簡単措辞ではありますが、機関誌発刊の挨拶といたします。

## ごあいさつ



和歌山県環境生活部長

栗山 隆博

和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、会員の皆様には、平素より本県の環境行政、とりわけ廃棄物行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、クリーンアップキャンペーン、海上パトロールの実施や排出事業者・産業廃棄物処理業者を対象とした研修会の開催など、様々な活動を通じて廃棄物の適正処理推進に多大な貢献をされておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、平成23年に発生した紀伊半島大水害においては、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、会長を先頭に業界の総力を挙げて災害廃棄物処理にあたっていただき大変お世話になりましたが、その時の経験、教訓を踏まえ、平成26年度から廃棄物処理行政に精通した職員などをあらかじめ災害廃棄物処理支援要員に任命し、大規模災害発生後、速やかに被災地に派遣、協会会員の皆様とチームを組んで災害廃棄物の処理にあたることにしました。

さらに、今般、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に大量に発生する「がれき」などの災害廃棄物を迅速適正に処理し、災害からの速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方法などを取りまとめた「和歌山県災害廃棄物処理計画」を策定いたしました。作成に当たっては、貴協会から紀伊半島大水害から得た貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

災害対策に関しましては、災害廃棄物をより迅速適正に処理することが何より求められており、貴協会をはじめ、県内市町村と一層の連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、この他、従来から実施してきた廃棄物処理施設への立入検査に加えて、今年度から、最終処分場に搬入された廃棄物を収去検査し、周辺環境への影響を確認することとしております。こうした施策を通じて不適正処理の未然防止を図るとともに、廃棄物処理に対する県民の信頼感、安心感の醸成に取り組んでまいります。

さて、いよいよ「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の開催が迫ってまいりました。全国から大勢のお客様が来県されることが予想されます。県では、この「国体・大会」を県民総参加で夢と感動を共有できるイベントとして成功させることはもちろんですが、和歌山の素晴らしさを全国に発信する絶好の機会と考え準備を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、今後とも、廃棄物の適正処理の推進並びに循環型社会構築のために、引き続き業界の牽引役として、より一層のご支援、ご協力を賜りますとともに貴協会の益々のご発展と会員の皆様方の更なるご活躍、ご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

## ごあいさつ



和歌山市市民環境局長

山本 彰 徳

平素から一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、本市の廃棄物行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

とりわけ、貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロールをはじめ各種啓発活動に積極的に取り組まれ、廃棄物の適正処理の推進に様々な形でご協力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、本年はいよいよ「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」が開催されます。県外からも多くの方々が和歌山に来られることが予想され、本市におきましても、多くの来訪者を迎え入れるためにさまざまな活動が展開されております。貴協会における継続的な取り組みは、市民の方々の環境意識の向上に寄与し、ひいては来訪者に対する和歌山市のイメージアップに繋がるのではないかと思います。

昨今、循環型社会形成の推進は、持続可能な社会の実現における大きなテーマとなっております。皆様方をはじめ、排出事業者や市民の方々にも一般的に浸透されてきており、社会全体における環境配慮への意識はさらなる高まりをみせていくと思われれます。それに伴う廃棄物行政の変化も著しく、個別リサイクル法の制定や、PCB廃棄物処理計画の延長、水俣条約締結を踏まえた水銀廃棄物に対する処理方策の検討等、安定的な廃棄物処理体系の構築が求められています。

本市としましても、日々変化する環境情勢に柔軟に対応し、新たに整備される法的基盤等に対し速やかな対処を心掛けてまいります。また、循環型社会の形成をともに推し進めるパートナーとして、貴協会とはより一層の連携が必要となりますので、今後とも行政の取り組みや廃棄物の適正処理に向け、ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

## ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活安全課長 前田 幸 宏

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、平素、警察行政各般にわたり、多大の御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関し、日頃から、その適正処理の指導に努めていただくとともに、関係機関と連携して不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の各種環境保全活動に積極的に取り組んでいただいております。改めて皆様方に感謝と敬意を表する次第であります。

さて、最近の環境事犯情勢につきましては、昨年の廃棄物事犯は、全国で4,909件を検挙しており、前年に比べ260件減少しております。

次に、県内情勢ですが、和歌山県警察では、「総合的な環境保全対策」を推進しており、紀の国環境モニター（民間ボランティア）を始め、関係機関・団体と連携した取締りを実施した結果、昨年は49件を検挙しており、前年に比べ1件減少しております。

また、産業廃棄物についても、昨年の不法投棄事犯の検挙は1件で、前年に比べ4件減少しているものの、不法焼却事犯は前年に比べ2件増加の14件を検挙しており、依然として、廃棄物を不法に処分することで経費の削減や利得を謀る、悪質かつ巧妙な事犯が後を絶たない状況が見られます。

これら環境犯罪による自然環境の破壊は後世にまで悪影響を及ぼし、回復には相応の時間を要することからも、未然に防止するとともに、発生・認知時には速やかな対応により被害の拡大を食い止めることが重要であります。

県警察といたしましても、ふるさと和歌山の豊かな自然環境の保全に寄与するため、広域に亘る産業廃棄物不法投棄事犯、組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して繰り返す悪質業者にかかる事犯等に対し、あらゆる法令を駆使した重点的な取締りを行い、厳罰を与えて再犯の防止につなげ、また、関係機関・団体各位と緊密な連携を保ちつつ、効果的な広報・啓発活動の推進、事案に即した指導・警告、検挙等の措置を講じるなど、県民が安心・安全に暮らせるよう努めてまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展、御活躍と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

## 2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 総会・理事会

### 2-① 第3回通常総会

平成27年6月4日（木）午後2時より、第3回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

下宏和歌山県副知事、尾花正啓和歌山市長（山本彰徳市民環境局長代読）、協会顧問森礼子和歌山県議会議員、尾崎方哉和歌山市議会議長よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、和歌山県知事感謝状2名、和歌山県環境生活部長感謝状1名、当協会会長表彰では優良事業所5社、優良従事者2名が受賞されました。

総会には160名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、井川副会長が議長に選任され、平成26年度事業報告・決算報告、平成27年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 平成26年度事業報告

第2号議案 平成26年度収支決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成27年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成27年度収支予算（案）承認の件



武田会長



下副知事



## 今、問われる産業廃棄物処理業界における 危機管理の在り方

講師：芝田稔秋法律事務所 芝田麻里弁護士



ただ今、ご紹介に預かりました弁護士の芝田麻里です。本日はこのような機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。短い時間ではありますが、どうぞお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

本日はテーマとして、「今、問われる産業廃棄物処理業界における危機管理の在り方」とさせていただきます。と言いますのも、皆様、御存じのことかと思いますが、数年前に千葉県の野田市で産業廃棄物処理施設の爆発事故がございまして、E社の従業員2名が今年の4月に、業務上過失致死傷罪で起訴されるという件がございました。その件で、産業廃棄物処理業界における危機管理というのは非常にホットな話題となっているかと存じまして、今回このテーマを取り上げさせていただきます。

### ●危機管理とは何か

まず危機管理とは何かということなんですけれども、大震災のような自然災害ですとか、不測の自体が発生した場合に、その影響を最小限に抑えるためにその状況から脱出、回復を図るための諸方策というものと、リスクマネジメントという表現がございます。リスクマネジメントというのは、災害などが発生したあとではなくて、発生する前ですね、想定されるリスク、危機状態の発生を防ぐためにそのリスクの原因となる事象の防止策を検討して、対策を立てることを言います。

このような危機管理のためには何が必要かと言いますと、どのようなリスクが存在しているのか、どのような危険が発生する可能性があるのかということをもっと知ること、それからそのリスクに応じた対策を立てることというのが重要になってまいります。

廃棄物処理業界におけるリスクというのは、どういうものがあるかと申しますと、先ほど申し上げたような処理施設の爆発事故というのがございますが、そのほかに皆様ご存じのとおり、社員による不法投棄が行われてしまう場合、あるいは無許可営業ということを期せずして行ってしまう場合、これは許可があると思っていただけ、実はなかったなどの場合があります。あと、

名義貸し、処理施設の無許可設置、再委託。再委託は非常に問題となる事例が多いので、あとで取り上げたいと思います。野焼き、営業許可の不正取得、これらの法令違反行為などによって、欠格要件に該当して、結果、許可が取り消されてしまうというリスクがあります。

さらに許可取り消しに至らない場合であっても、その他の行政処分を受けてしまう可能性がある。

行政処分にはどのようなものがあるかと言いますと、改善命令ですとか、業務停止処分、措置命令といったことがあります。

行政処分のほかに、刑事処分を受ける可能性があります。刑事処分というのは先ほど一番最初にご紹介したような業務上過失致死傷罪というような犯罪となる場合ですね。これが刑事処分です。行政処分のほうで、改善命令を受けただけであるとすれば、「このようにしなさい」ということなので、それほど大きな影響は事業にはないかもしれないです。ただ、信用、評判という点では、会社の名誉が傷ついてしまうという可能性があります。また業務停止処分というのを受けてしまいますと、その間、業務ができないことになりまますからダメージが大きいということになります。さらに措置命令はなかなか遠いというふうにお考えの方もあられるかもしれませんが、不法投棄などが発生した場合に、これを片づけなさいといわれてしまう場合などですね。これらの行政処分ですとか、刑事処分というの

は意外と皆さん、気を付けて事業をされている方にとっては、うちはそんなことしないから大丈夫というふうな形で安心されている方もいらっしゃるかもしれないです。ただし、不法投棄、こちらに紹介してありますような不法投棄、再委託、事故というのはこれに限らずですが、廃棄物処理法関連の事案というのは、意外と気を付けていても「知らなかった」と、法律を知らなかったゆえに法令違反を行ってしまっ、これゆえに行政処分ですとか刑事処分に発展する可能性があります。

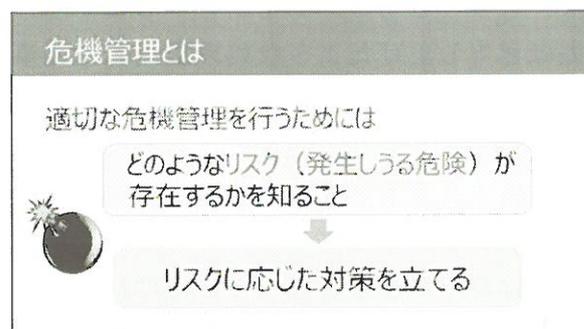
ということで、今回は意図せずに不法投棄、再委託となってしまった事例と、今回の話題となっておりますE社の爆発事故事件についての責任を検討したいと思います。

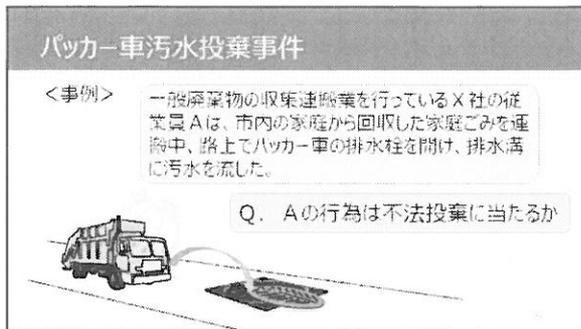
#### ●パッカー車汚水投棄事件

まず、パッカー車汚水投棄事件というふうに名付けておりますが、これは実際に私の事務所において相談のあった事例でして、どういった事例かと申しますと、一般廃棄物の収集運搬業を行っているX社の従業員Aは市内の家庭から回収した家庭ゴミを運搬中、路上でパッカー車の排水栓を開け、排水溝に汚水を流したという事例です。これで従業員Aさんの行為は不法投棄に当たるというふうに警察から指摘を受けたという事例です。

パッカー車の構造は皆さんご存じのとおりと思うんですが、ごみを投入している投入口の受け皿の部分に、パッカー車内にごみがたまってパッカー車の汚水タンクがいっぱいになると、その受け皿の部分に水が溢れてきてしまうということがあられるらしいんですね。その水を排水溝に流したという事例です。

この汚水を排水溝に流すという行為が不法投棄に当たるかという点なんですけれども、これ皆様、不法投棄に当たるとお考え





になる方、挙手いただけますか。じゃあ、当たらないんじゃないかと思われる方は・・・いらっしゃらないですかね。とりあえず挙手いただけなかったもので、大多数の方はこれは不法投棄に当たるとお考えであると思います。なぜ従業員Aさんはこのような行為をしてしまったのかということなんですが、Aさんは次のように言いました。「私は不法投棄をしたつもりは全くありません。パッカー車内の汚水タンクに汚水がたまるとゴミを投入するときに汚水がはねあがってしまうのです。こういった汚水がたまってしまうと、道行くサラリーマンの方たち、・・・つまり、パッカー車でゴミを集めるのは早朝ですとか、あるいは都心部ですと、7時、8時ぐらいになってしまうことがあります。回る箇所が多くて。そうすると、サラリーマンの人たちが近くをよく通る。・・・そのサラリーマンの人たちはパッカー車にあまり気をとめずに作業中のパッカー車のすぐそばを歩くので、汚水がかかってしまうんじゃないかと思うことがあります。朝から汚水を浴びてはかわいそうなので、パッカー車の汚水がある程度たまると道路の排水溝に汚水を空けていたのです。路上に流せばよくないと思いますが、排水溝であれば問題ないと思っていました。」ということで、汚水を流していた従業員のAさんは全く悪いことをしていると、不法投棄を行っているという意識はなかったんですね。実際に、近所の方から「なんかあの人いつも車とめて何かやっている」

ということで、事前に警察の方に相談があったようなんです。それでこのAさんが汚水を流しているときに警察の方から、「君、君ちょっと何やってるの」と声をかけられて、今汚水を流していたんですけどみたいな感じで本人は全く悪びれず、警察に呼び止められても悪いことをしているとは思わずに、警察の方からちょっと来て下さいと言われて、いろいろ事情を聞かれているうちに、不法投棄に当たるという指摘を受けているんだなと気が付いたという事例です。

これでAさんの行為は不法投棄に当たると言われたんですが、不法投棄というのはそもそもどういうものであったかと言いますと、不法投棄の成立要件というのがございます。不法投棄というのは廃掃法の16条に規定があるものなんです、そこに書かれているのは「廃棄物をみだりに捨てること」と。これを行うと不法投棄になりますよということです。廃棄物というのは、これは今回の場合は汚水、廃棄物からの浸出液、廃棄物から漏れた、溢れ出たという浸み出した液なので、これが廃棄物であることは問題ないと思います。ですが、これは一応総合判断説と言われている判断要素がありまして、ここに書かれているような、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無、事業者の意思等を総合的に勘案して廃棄物かどうか判断しますよというふうに言われています。これは本件の場合は廃棄物に当たるとは問題はない。あと、「みだりに捨てること」、「廃棄物をみだりに捨てること」が不法投棄に当たると言われていて、「みだり」ってどういう意味かなというふうに見ますと、これも判例上、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上の見地から社会通年上許容されないこと」というふうに言われています。なんかよく分かったような分からないような

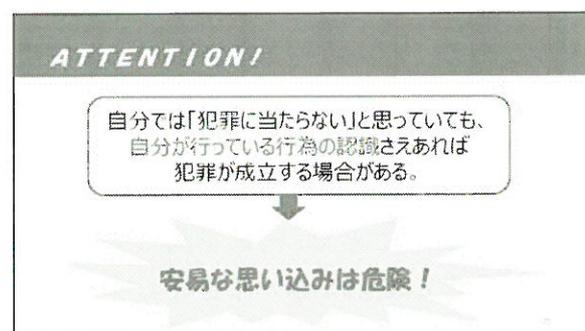
表現なんですけれども、つまり非常に簡単に言えば、「常識的に見て、それだめなんじゃない」ということがあれば、廃掃法の観点からみても生活環境を汚染するよね、それというようなことがあれば、「みだり」と考えてよいのかなと思われます。

今回の場合も、汚水を「ちょっと排水溝に流す」と、「パッカー車にたまった汚水をちょっと流す」というだけであったので、それだけだったらそんなに周囲の生活環境を汚染しないかもしれませんが、これがちょっとじゃなくて、大量だったらどうなの？ 1リットル、10リットル、100リットルだったらどうなの？ ということになって、結局それはやっぱり量の大小というか、やっぱりゴミから溢れた水というのを、清掃センターではなくて路上に流すというのはよくないよねということで、これも生活環境の保全及び公衆衛生の向上の見地から社会通念上許容されないということになると思われます。

「捨てる」ということはどうなのかと言いますと、これは一般に、というか判例上、「廃棄物を最終的に占有者の手から離して、自然に還元すること」というふうに言われています。この人も、自分でパッカー車を運転していて、排水溝という自分の管理が及ばないところに流していますから、その排水溝に流れた水は川に放流され、処理センターを通らずに放流されることになりますから、これも「捨てる」行為に当たるといことになると思われます。このような要件を見ていくと、Aさんの行為は不法投棄に当たるねということはずぐわかることなんですけど、では、不法投棄は一方において故意犯であると言われてることとの関係はどうなんだ、ということが問題となります。

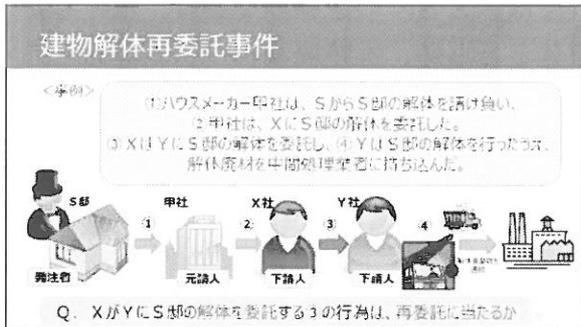
「故意犯」というのは何かと言いますと、「犯罪事実を認識して行って、初めて犯罪

が成立する犯罪」と言われていて、故意犯の反対は過失犯です。過失によって行っても不法投棄は成立しないと言われています。そうすると、Aさんは「不法投棄には当たらないと思っていました」と言っていることと、「不法投棄は故意犯である」ということは矛盾しないのかと、一体故意犯とはどういうことなのかということが問題となります。故意とはどういうことなのかということなんですけど、これは「犯罪となる事実を認識し、認容すること」というふうによつと難しい表現ですが、法的には定義付けられています。「犯罪となること、これが不法投棄になるということ」は認識している必要はないと言われているんですね。つまり違法性、法律に違反するという認識は不要。「犯罪となる事実を認識し、認容する」というのは、「今自分が行っているゴミからしみ出した浸出液を排水溝に流す」という客観的事実を自分が知っていれば OK というふうに言われています。そうすれば、故意があるので、結局自分が罪に当たらないと思っても、「自分が行っている行為が何か」ということの認識さえあれば、犯罪が成立してしまう場合があります。というわけで、法令違反であるということをしらなかったとしても、あるいはこれは違法ではない、適法行為だと信じていたとしても、故意犯、犯罪が成立してしまう場合がありますので、安易な思い込みは非常に危険です。



## ●建物解体再委託事件

さらに、法令、法律を知らなかったために、再委託とされてしまった事例をご紹介します。紹介したいと思います。



まず事例は、発注者Sさんがおりました、Sさんがハウスメーカー甲社に対して、自分の家の解体を頼みました。甲社はこれに対して、X社に解体を頼むと言いました。X社は、はい、わかりましたと言ったんですけれども、さらにYさんに対してSさんのおうちの解体を頼むと言いました。YさんはXから頼まれたので、Sさんのおうちを解体して、解体すれば解体廃棄物が出ますね。ということで、解体廃棄物を運搬して中間処理施設に持ち込みました。

問題となったのは、「XさんがYさんに対してS邸の解体を頼むと言った行為が、再委託に当たるかどうか」です。これは皆さんどうでしょうか。これはXさんがYさんに対して解体を頼んだのが再委託に当たるというふうに思われるでしょうか。再委託だねと思われる方、挙手いただけますか。再委託ではないと思われる方、挙手いただけますか。ありがとうございます。挙手いただけたので、非常にうれしいです。これはさっきが基本問題で、今回が応用問題というふうに私は勝手に位置付けているんですけれども、再委託に当たるというふうにXさんは警察から指摘を受けまして、次のように言いました。「私は甲社から解体を請け負い、・・・甲社というのは最初にSさんから解体を請け負った発注者さんですね。・・・

解体を請け負って、これをYに委託したのであり、廃棄物の収集運搬を委託したわけではありません。」つまり、解体しか請け負ってないよと。解体を頼まれて解体をYさんに頼んだだけだよと。「ですから、廃棄物の収集運搬を再委託したことにはならないと思います。さらに、仮に私が解体と共に、解体廃棄物の収集運搬を請け負っていたとしても、私は解体を行った事業者として、自ら排出事業者となるので、Yに委託することは通常の委託であり、再委託にはならないと思います。」

このXさんという人は非常に勉強されている方なんですね。排出事業者責任ということを知ってしまして、排出者は自ら処理するのが原則であるというふうに知っています。ですから、また原則として、自らの事業から出たごみは、自分が排出者となるということも知っているんですね。なので、解体を請け負って、自分は解体事業者なんだから、解体から出た廃棄物については、自分が排出者でしょうと。自分が排出者なんだから、これをYさんに頼むことは通常の委託ですよというふうなことを言ったんですね。

実際にはどうなのかということなんですけれども、まず考えていただきたいのは、「解体しか請け負っていない」という点についてなんです。最初のハウスメーカー甲社とXとの間には、廃棄物委託契約書は確かにないんです。解体を頼むと言われただけ。これは実際に私の事務所で担当した事件でして、本人は非常にその点をこだわっていました。「解体を頼むとしか言われていない。だからYさんにも解体しか頼んでいない。収集運搬頼むよなんていうことは一言も言っていない。その証拠に廃棄物に関する委託契約書もない。」というふうに非常に強く言っていました。しかし、実際はそうなのかもしれないんですけれども、契

約書は存在しないんですが、実はこのXさんと甲社、さらにXさんとYさんとの間には継続的な関係があつて、いつも甲社はXに対して、「あのおうちの解体を頼むよ」と、「何々さんのところをよろしく」と言つて、XさんはYさんに対して、「あのおうちの解体を頼むよ」というふうに言つて、Yさんはこれを解体して、常に収集運搬を行つていたという実態があります。さらに、いつもそうだったとしても今回に限っては甲さんはXのほかに、別のたとえばAさんでもZさんでもいいんですけれども、解体廃棄物の収集運搬を別の業者に頼んでいたという事実関係があれば、「Xさんに対して、解体廃棄物の収集運搬を委託していない」と言えたかもしれないんですけれども、この甲さん、X、Yという関係が継続的な関係で、常に解体廃棄物の収集運搬をYさんが行つていたという関係があつて、しかも甲さんはほかに解体廃棄物の収集運搬も誰にも委託していないということは、もうこの人たちはYさんが解体廃棄物の収集運搬を行うことを前提に契約を締結していたよねということで、今さら頼んでなかったとは言えないでしょうというふうに警察から言われました。実際それはそう言われてもやむを得ないなというところがあると思います。

さらに本人に詳しく聞いていきますと、「Yさんが運んでしまつてもしょうがないなと思つていた」ということなんですね。Xさんとしては、Yさんに明確に頼んだわけじゃないけれども、Yさんがやつてしまうのはしょうがないと思つていた。これを、ちょっとレジメに単語は書かなかつたんですが、「未必の故意」、未必の未は未満の、何々未満という未満の未、未来の未に、必というのには必ずと書くんですが、「未必の故意」と言ひまして、意図していたわけではないけれども、仕方ないと思つていたとい

う風に認めてしまうと、これも「故意がある」ということになります。なので、Xさんについては、やっぱり故意があるというふうに言われてしまう事象になります。

では、Xさんの主張の2番目。仮に私が解体とともに、解体廃棄物の収集運搬を請け負つていたとしても、私は解体を行つた事業者として自ら排出者となるという点についてはどうだったでしょうか。これについては、本件における排出事業者は誰かということが争点となります。ここの点については、平成22年に改正がありました。改正がありまして、どのような法律ができたかと言ひますと、廃掃法の21条の3第1項というのがありまして、土木建築に関する工事が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴ひ生じる廃棄物の処理についての、この法律の適用については、「当該建設工事の注文者から直接工事を請負つた建設業を営むもの（以下「元請業者」という。）を事業者とする。」というわけなんですね。Sさんから、直接工事を請け負つた甲社さん、この人を排出事業者というというふうにもう法律が決めてしまつたんですね。固定してしまいました。なので、X社さんは排出事業者とはなりません。これは建設系産業廃棄物については、原則として元請業者が排出事業者となります、ということであつて、Xは排出事業者ではないということになります。

なぜこのように法律が改正されたかと言ひますと、建設工事に関しては非常に何段階にも請け負いが繰り返されて、5重請け負いだとか6重請け負いだとか、そのような場合もあります。そうすると、結局その排出事業者は誰かということを決めておかないと、排出者処理責任というのが、排出者責任の原則というのが不明確となつてしまつていうことで、やっぱりその元請業者というところに最終的に責任を負つて欲し

いということから、元請業者が排出事業者ということを確認に法律で決めたということに趣旨があります。

では、こういった形で不当投棄ですとか再委託に関しては、悪意ではない、わざと不法投棄をしよう、わざと再委託をしようとしているつもりではなくても、従業員の方が法律をちょっと理解不足であったりすると、実際にこういう事例が起きてしまうということがありますので非常に気を付けていただきたいと思います。

### ●千葉県処理施設爆発事故事件

では本日のメインテーマの千葉県処理施設爆発事故事件、E社の事件について、検討して参りたいと思います。まず、ちょっと前のことなので、事故がどういう事故であったのかということからご説明いたします。

事故は平成23年11月15日、千葉県野田市のE社の廃油精製工場で爆発事故が発生。従業員2名が死亡、13名が負傷。爆発現場から十数メートル離れた別の会社の工場を全壊させ、爆風で壊してしまったということです。同社の従業員3名も負傷させたという非常に大きな事故でした。これは私、東京に住んでおりますが、千葉での爆発事故、大きな事故ということで非常に近くで爆発事故が起ったような印象を受けました。事故状況としては廃油蒸留処理の工程である不純物を取り除くマイクロセパレーター、遠心分離器より白煙が上がっているのを、従業員が視認し、緊急停止の処理の手順を取っていたところ爆発が発生したと、ということです。その従業員の方が、あの機械から、私、マイクロセパレーター、遠心分離機というのが実際にどういう機械であったのかというのが、ちょっとイメージが付かないというか、よくわからないんですけれども、処理施設の一部から白煙が

上がっているのを従業員の方が見つけて、緊急処理の手順を取っていたところ、間に合わずに爆発が発生してしまったということです。

#### 千葉県処理施設爆発事故事件

<事故> H23年11月15日、千葉県野田市のE社の廃油精製工場で爆発事故が発生。従業員2人が死亡、13名が負傷。爆発現場から十メートル離れた別の会社の工場を全壊させ、同社の従業員3名も負傷させた。

<事故状況> 廃油蒸留処理の工程である不純物を取り除くマイクロセパレーター（遠心分離機）より白煙があがっているのを従業員が視認し、緊急停止処理の手順をとっていたところ爆発が発生。

事故原因としてはですね、E社は普段ガソリンスタンドや自動車整備工場などからエンジンオイルなどの廃油を回収しているんですが、大量のガソリンと軽油の混合物である廃油を誤って回収して、その廃油を、廃油蒸留処理施設に投入した結果、その加熱工程で揮発濃度が高まり爆発してしまったということだそうです。

じゃあさらに、なんでそういうことになってしまったのと言いますと、取引先から7700リットルの廃油の回収依頼があって、従業員2名が回収に向かったところ、2名はガソリンのような臭いに気が付いたけれども社内マニュアルが定めたサンプル調査を行わずそのまま持ち帰ったと。そうした結果、マイクロセパレーターにそのまま投入されてしまって爆発が生じたということのようです。ただここで疑問なのは、投入前のチェックは無かったのだろうかという点です。

これ、E社の事故について、皆様、ご存知ですか？大きな、関東では大きな事故として報道されましたので、関東の人間については大事故という認識があるんですけれども、皆様、ご存じ、・・・聞いたこと、「あれ、知らない」っていう方っていらっしゃるかもしれません。・・・だいたいの方はご存知なんですか

ね。平成23年なので、もう3年前にはなるんですが、これは非常に大きな事故、都心に近いというほどでもないんですけども、非常に大きな事故として報道されまして、その後、行政処分は行われたのかですとか、従業員の方が起訴される、会社は起訴されないのかですとか、非常に多くの方の法的責任が取り上げられて、誰が責任を問われるのかということがずっと注目を浴びていた事例でした。

今年、平成27年4月になりまして、1月にまずE社の社員の方、4名の方が、起訴、書類送検されたよということがありました。書類送検というのは警察から検察官のほうに書類が送られて、検察官のほうに刑事処分として起訴するかどうかを検討する、ということです。その結果、今年の4月1日に4名の内2名について、業務上過失致死傷罪で起訴されたということが報道されました。それによって、もう一度本件がクローズアップされる、注目されることになったんですけども、ここで考えていただきたいのは書類送検、起訴されたのは従業員の方2名についての業務上過失致死傷罪だったんですけども、業務上過失致死傷罪というのは、皆さまご存知でしょうか。・・・交通事故などで人が怪我をしたり死亡したりすると、業務上過失致死傷罪ですとか、業務上過失致死罪と言われます。あれが業務上過失致死傷罪というものです。業務上というのは、非常に曖昧というか、反復、継続して行われる行為については業務性があると言われていて、だから、車の運転をする人はそれを職業として行っていないとしても、その人が日常的に反復、継続して運転をする人であれば業務性があると言われます。ですので、車を運転する人が人を怪我させれば業務上過失致死傷罪が成立する可能性があります。本件についても、本件は会社の業務として行っていたので、

業務上過失があれば業務上過失致死傷罪が問題となりうるのはわかりやすいところだと思います。で、じゃあ、その社員の方に業務上過失致死傷罪の責任が問われたということなんですけれども、社員というのはいったいどういう立場の社員だったのでしょうかというところが問題となります。

まず、先ほどご紹介した事例によりまずと、取引先から廃油の回収依頼があり、従業員2名が回収に向かったところ、2名はガソリンのような臭いに気が付いたけれども社内のマニュアルで定められたサンプル調査を行わずにそのまま廃油を回収してしまったという事情があります。そうすると、この人たちドライバーさんなわけですけども、ドライバーさんがマニュアルに定められたサンプル調査を行わなかったというところに事故の原因があるのではないかと考えられます。というわけで、まずは業務、マニュアル上必要な調査をせず、回収したドライバーの責任。この人たちの責任があるのじゃないか、ということが考えられます。

さらに、先ほど、ちょっと申し上げたんですけども、ドライバーさんが、チェックをせずに回収してしまったとしても、処理施設に投入する前に誰かがチェックしていれば事故は防げてたんじゃないかと、投入前にチェックする人がいなかったのか、チェック担当者がいなかったのかということが気になります。仮にチェック担当者がいるとした場合、投入前のチェックをせずに廃油蒸留処理施設に投入した人の責任はどうなんだろう。この人にも過失があったのではないかとということが考えられます。さらに、会社の体制として、ちゃんとした管理監督をする人がいなかったんだらうかということで、安全管理者の責任ということが考えられます。

さらに、皆さん、あと誰の責任があると

思われますか。誰かに責任があるんじゃないかというふうに、ちょっと、会場も広いのでなかなか挙手されて発言されるということは難しいかもしれないんですけど。これ、排出事業者さんの責任はどうなんだろう。排出事業者さん。ガソリンが混入した廃油をそのまま回収を依頼してしまった、排出事業者にも責任があるんじゃないかというふうにお考えになる方いらっしゃるんですかね。そういうふうになりたくないです。さらに、あと、最後にE社の責任はどうなんだと。今回起訴されたのは、従業員の方2名。ドライバーさんと言われてますが、ドライバーさんの業務上過失致死傷罪が問われたと言われてますが、会社自体の責任はどうなのかということが問題となります。

順番に見ていきたいんですが、廃油回収ドライバーさんの責任ですね。この人一体どういう責任があるんだろう。まず、業務上過失致死傷罪、業務上過失致死傷罪は、刑法211条に規定がありまして、業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させたものは5年以下の懲役、もしくは禁錮、または100万円以下の罰金に処すると。重大な過失によって人を死傷させたものも同様とされています。次に不法行為というのなんですけれども、これは民法に規定があるので、故意または過失によって他人の権利、または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。なので、回収ドライバーさんはこの2つの責任が問題となるんですね。

じゃあ、この過失ってなんだろうと。ドライバーさんに過失があったから責任を問われるっていうのであれば、ドライバーさんの過失責任を問われる根拠はどういうものなのかということなんですけれども、過失というのは「注意義務に違反して、行為

を行うこと」、注意義務があったのにその義務を果たさなかった場合に過失と言われます。じゃあどういう注意義務があったのかなと言いますと、このドライバーさんは社内マニュアル上、廃油回収時にサンプル調査が義務付けられていて、また廃油回収時に回収する予定の廃油からガソリン臭がしたということが報道されています。そうだとすると、その廃油回収担当のドライバーさんは、回収するときに、「あ、これガソリン臭がするぞ」と。ガソリン臭がするということはガソリンが混ざっているんじゃないかな、社内のマニュアル上もサンプル調査が義務付けられているので、それによってガソリンが混ざっているかどうかを確認する、確認して注意する義務があったんですね。あるいは、ガソリンが入ってる可能性があるぞと思った場合には、これを処理施設に投入する担当者さん、あるいは自分が引き継ぐ誰かに、ガソリンの臭いがするよというふうに報告をするべきだったという注意義務があります。しかしこれらをしていなかったからこそ、このような事故が起きたわけで、このような義務に違反すれば注意義務違反があるということで過失があるというふうに言われてしまう可能性があります。ただこれは、私、事故について実際に依頼を受けて直接担当しているわけではないので、この事件の実際はどうだったのかということとは報道に接する限りではわかりません。もしかしたら、この従業員の方、ドライバーさんは自分の引継ぎ担当者さんにガソリン臭がするよということを告げていたかもしれない。そうであるとすればこのような過失はないということになります。

では、廃油投入担当者がいた場合、その人の責任はどうなのかということなんですけれども、これも業務上過失致死傷罪と不法行為責任が問題となります。これらの内

容は先ほど見ていただいた通りなんですけれども、この人たちの過失というのはなんだろうという風に考えます。そうすると、廃油投入担当者さんも投入前に、扱っている時にガソリン臭に気付いたんじゃないのかなど。気付かなかったのかなというところが疑問です。仮に気が付いたとすれば、ガソリンが入っていると、ガソリンとの混合廃油であることに気が付いていた場合、あるいは気が付くことができた場合には、これを「ガソリンとの混合廃油を蒸留設備に投入してはならない、投入したら危険だ、だから投入しないようにしよう」という注意をする義務があるんですね。だけどこれを怠ってしまったために事故が起きてしまったとすれば、注意義務違反があって過失があったということになります。

しかし、そのドライバーさんについて社内のマニュアルもサンプル調査を義務付けたマニュアルも無く、廃油蒸留設備に廃油を投入する際にチェックをする人、担当者もいなくて誰もそこでチェック機能が働いていなかった場合、社内でチェック機能が働く体制になっていなかった場合です。その場合には誰も責任を負わないのかと言いますと、今度は安全管理者という人の責任が問題となります。安全管理者というのは、従業員が安全に業務に従事できるよう、従業員の方が安全に仕事ができるように、労働環境を整備し、システム構築義務とされていますが、そのシステムが適正に機能して運営されるように管理監督をする義務を負う者というふうに言われています。これは労働安全衛生法上、設置が義務づけられているんですけれども、労働安全衛生法上、安全管理者の設置義務を負う場合については事業所の人数の制限があります。労働安全衛生法上、法律上安全管理者の設置が義務づけられていなかった場合、これを設置する義務はないのかという、そうで

はなくて、やっぱり判例上、事業者という人、つまり人を雇って労働環境というか、職場を提供している人はそこで働く人が安心安全に業務に従事できるように責任を負いなさい、労働環境を整えなさいという責任があるというふうに言われています。これを安全配慮義務と言っているんですけれども、つまり法律上または判例上、事業者の方は労働者の方が安全に労働に従事できるようにシステムを作らなきゃいけない。そのシステムが安全に運営されているように管理監督しなければならないという義務があります。そうすると今回の場合も、安全管理者については業務上過失致死傷罪と不法行為責任が問題となるわけですが、安全管理者の方は安全管理システム、つまりマニュアルでもいいんですけれども、安全管理システムを構築し、そのシステムが適性に機能して運営されるように管理監督すべき注意義務があると言われます。この義務に反すれば、注意義務違反です。なので、仮に会社で安全管理者が定められていれば、その人はちゃんとしたマニュアルを作っていたのか。そのマニュアルがちゃんと適性に運用されているのか。マニュアルを作っただけで放置していないかということ、常に管理監督すべきだったということになります。

さらに、もし社内に安全管理者という人が任命されていなかった場合、そうすると会社の経営者自身が安全管理者を設置する義務があるのに、その義務を怠っていたということになって、その人が安全管理責任を問われることとなります。

さらに排出事業者の責任ということもありました。排出事業者というのは、どういう責任があるんだろうということを検討していただきたいと思います。排出事業者が業務上過失致死傷罪が成立するのでしょうか。成立すると思われる方、挙手いただけます

か。・・・あ、いらっしやらない。排出事業者には業務上過失致死傷罪は成立しないと思われる方、挙手いただけますか。・・・皆さん黙秘権の行使ですかね。なかなか挙手いただけないんですけれども、業務上過失致死傷罪というのは、実は成立しません。なぜかと言いますと、排出事業者、これは今回の場合会社なので、会社については刑法犯は成立しないと言われているんですね。業務上過失致死傷罪というのは、先ほど見ていただきましたように注意義務違反、注意義務に違反することです。注意義務、注意しなければいけない義務というのは、会社、法人には観念し得ないんですね。人、個人個人の間人間についてしかそのような意識、意図というのは責任問えないでしょ、ということで業務上過失致死傷罪、刑法犯は会社には成立しません。特別規定があるときだけ。たとえば両罰規定と言うんですけれども、処理法にもあるんですが、「その行為をした本人と一緒に会社も処罰しますよ」という規定があるときにだけ法人、会社の責任が問われることとなります。が、業務上過失致死傷罪についてはそのような規定がないので、責任は問われないということになります。

廃棄物処理法違反はどうなんだろう。排出事業者責任に違反してないんだろうか、ということが考えられます。廃棄物処理法違反と言っても、具体的にどんな処理法違反が考えられますかね、排出事業者の。これは、実は委託基準違反があるのではないかというふうに言われています。これも報道による限りなんですけれども、新聞報道によりますと、「正式な委託契約が締結されていなかった」というふうに言われています。正式な委託契約が締結されていなかったという意味がどういう意味なのか、ちょっと不明なんですけど、仮にこれが、「委託契約書が作成されていなかった」とすると、

その処理法上、委託契約書の作成が義務づけられていますから、委託基準違反になります。あるいは、委託契約書は作成されているけれども、廃棄物の種類、性状について、まったく告知がされていなかったとすると、これも委託基準違反になります。なので、委託基準違反というのはいり得るかなと思います。

さらにですね、不法行為責任と、債務不履行責任というのでも排出事業者の責任として出てくる、考えられるものです。不法行為責任というのは、先ほど条文見ていただきましたように、「故意または過失によって、他人の権利を侵害した人は責任を、賠償責任を、損害賠償責任を負いなさいよ」というものなんですけど、排出事業者が、仮に、ガソリンが混ざっているということを知りながら廃油の回収を頼んでいたとすれば、これは、「ガソリン廃油処理施設に投入することによって、爆発が発生してしまう可能性のあるガソリンを回収依頼をしたことによって、従業員の方ですとか、近隣の方を負傷させた、死亡させた、あるいは経済的損害を与えた」ということで、損害賠償責任が問題となる可能性があります。あと債務不履行責任。これは、実はE社との関係で問題となるものです。これは、排出事業者の方と処理業者の方には気をつけていたいただきたいというより、排出事業者の方は気をつけていただいて、処理業者の方は、実は排出事業者に対してこのような責任追及ができるのだということを、ちょっと覚えておいていただけると、法律上はよいかと思います。

つまり、排出事業者と処理業者の間には、廃棄物処理委託契約があります。その廃棄物処理委託契約の内容には、当然、契約の相手方、つまりE社、処理業者の権利を害してはならない、E社に損害を与えてはならないというのが、暗黙の了解として契約

の内容に入っているとされています。それなのに「廃油にガソリンが入っていることを隠して、あるいは過失によって、不注意でガソリンをE社に渡してしまった結果、E社で事故が起きた」ということになると、これは排出事業者に対してE社が損害賠償責任を請求できるということになります。ただ、法律上はできると言っても、排出事業者と処理業者さんとの関係において、損害賠償責任を請求するほどではないという場合もあるでしょうし、それはケースバイケースだと思うんですけども、債務不履行責任ということは発生する。法律上は発生が問題となります。

最後にE社の責任を検討したいんですが、E社にはどういった責任があるのでしょうか。業務上過失致死傷罪は成立するかというと、ドライバーさんには成立しますが、先ほど見ていただいたように刑法犯については、業務上過失致死傷罪は会社には成立しません。なので成立しない。一方、不法行為責任は成立する可能性があります。これはE社がたとえば「安全管理責任をきちんと定めていなかった。システムを構築していなかった」、というようなことがあれば、E社自体のシステム構築義務違反、管理監督義務違反ということになって、不法行為責任が追及される可能性があります。さらに債務不履行責任というのもあります。これは誰に対する債務不履行かということ、今度は排出事業者との間ではなくて、E社とE社の従業員との間の契約違反です。債務というのは、「契約上の義務」という意味なんですけれども、会社と従業員との間での安全配慮義務違反が問題となることがあります。

つまり事業者、会社は従業員の方が安心して労働に従事できる環境を提供しなければならないのに、そのシステム構築を誤った結果、危険が発生した、ということになると、従業員に対する債務不履行責任と

しての安全配慮義務違反が問われる可能性があります。これはもしかすると従業員の方から会社に対して、債務不履行違反を理由に損害賠償請求がされるかもしれないところなんですけれども。会社と従業員の方との関係において、この責任が問題となるかどうかは、また実際にはわからないところです。法的には可能性があります。

最後に、廃棄物処理法違反はどうなんだろうということなんですけど、E社の廃棄物処理法違反。これ、皆さんに資料としてお配りされていることかと思うんですけども、実は結論から申し上げますと、E社に対しては、平成27年2月2日に千葉県から90日間の事業停止処分が行われました。これは千葉県のホームページをご覧くださいければ掲載されている通りです。理由を申し上げますと、ちょっと読みますと、「県は、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物処理法第14条の3の規定により業務停止処分を行いましたのでお知らせいたします。処分理由は、法に定める基準、その者の能力が産業廃棄物収集運搬業および処分業を的確に行うに足りる知識および技能を有することに適合しなくなったことによるものです。」つまり事業遂行能力の基準に適合しないよということで、90日間の事業停止処分が行われたということなんです。さらにその、皆様お手元にご覧いただけてますでしょうか。E社の、千葉県のホームページの印刷なんですけど、処分理由として下のほうに、書かれているところを見ますと、「E社は、廃油の再生工程で爆発事故を起こしたが、その背景として、収集・運搬し処理する廃油について、引火点等その性状を確認せずに、処理施設に投入したことが常態化していたことが認められた。このことは法第14条の3第2号のその者の能力が14条5項第1号及び10項第1号に規定する基準に適合しなくなったときに該当

する。」というふうにされました。つまり、E社については、その事業者の能力が基準違反というふうにされたんです。

ここでちょっと考えていただきたいのは、事業の停止処分というのは、法令違反があったときに行われるんじゃないのかなということなんですが、実はそうじゃなくて、お配りしている条文集というところ、条文集お手元にありますでしょうか。条文集のスライドの2個目。廃棄物処理法14条の3第2号というのを見ていただきたいんですが、ここに事業停止の事由というのが書かれていて、「都道府県知事は産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部または一部の停止を命ずることができる」、というふうに書かれています。①違反行為をしたとき、つまり法令違反があったときが事業停止処分の理由の1個目です。2個目が、その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき、というふうに定められています。これ、ほんとは第3号もあって許可条件違反というのがあるんですが、ここは省略しています。次のページを見ていただけますでしょうか。条文集の14条第5項第1号。収集運搬業の許可基準というのがあります。これを見ると、収集運搬業の許可基準として、都道府県知事は、第1項の許可の申請、この許可の申請というのは、収集運搬業の許可申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない、となっていて、その①に、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合することであること。その下のスライドに環境省令を引用してあります。環境省令にどう定

めているかということ、この能力に関しては、第14条第5項第1号の規定による環境省令で定める基準は次の通りとすると。第2号②申請者の能力に係る基準として、「イ、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」と。つまりE社は収集運搬なんですけど、処分業についても同じ規定があって、E社についてはこの基準に適合しなくなったから事業停止処分をしますよ、という理由だったんです。つまり法令違反ではなくて、能力適合違反、能力の基準違反によって処理され、処分されました。

E社に処理違反はなかったのでしょうかということ、先ほど見ていただいた事例によると、「従業員の方が社内マニュアル上定められたサンプル調査をしなかったとか、投入前のチェック機能が働かなかったとか、おそらくそういうことなんですよね。これについては処理法にそういったマニュアルを定めろだとか、投入前のチェックをしろだとか、具体的な規定がありません。つまり法令違反に関しては、直接これに該当する条文は見当たらないんですね。そうすると行政処分がないのか、行われぬのかということ、このような大事故ですから行政処分を行わないわけにもいかない、として、その根拠は先ほど見ていただいたような能力の基準違反ということになったものと思われまして。ただ事業者の能力が基準に適合しないことによって、行政処分が行われたというのは、非常にまれでして、これも関東で起きたD社の処理責任が問題となった利根川事件なんですけど、利根川にホルムアルデヒドが流出したというようなことがありまして、このときにも行政処分が行われぬのが問題となりましたが、このときは直接に法令違反の条文が見当たらないとして、行政処分は行われませんでした。ただし、このときにもこのような大事故が起

きたのに、処分が行われなかったというのはおかしいんじゃないかという意見もあって、そのあとに今回の千葉県の爆発事故が起きましたので、行政としては、まあ、なんらかの処分は行うべきであるというような考えのもと、能力の不適合ということが考えられたのかなというふうにも思います。ただ、「能力が基準に適合しない」ということになるのと、能力の基準に適合してるかどうかというのは許可事由なので、・・・許可申請をしたときに、許可できる基準になるので、基準を満たさなくなったということは、許可取り消しということも考えられるんですね。考えられますが、90日間という事業停止を行っている間にそのような許可を満たすようにもう1回努力してもらえれば、許可を取り消さないということなのだろうと思います。だから、仮にまたこのような事故が発生するという事になれば、今度は許可取り消しということがあるかもしれません。

●**処理業界における危機管理（リスクマネージメント）**

見ていただいてまいりましたように、処理法、処理業界においては、不法投棄というのを意図していなくても、再委託を行わないように気をつけていても、実は従業員の方の知識不足、あるいは役員の方の知識不足から処理法違反を行ってしまう場合があります。またこの千葉県野田市のような事故が発生してしまう可能性もありますので、このような事故を防ぐために危機管理ということを非常に気をつけていただきたいと思います。処理法違反をなくすためには、どう

したらよいのかと言いますと、役員の方、社員の方、共に廃棄物処理法の規制をよく知り理解すること。たまには、社内研修を開いてみたり、社員の方にセミナーの参加を要請したり、ということで皆さんで処理法を学ぶという姿勢が大切なのかなと思います。2番目に、業務内容に応じたマニュアルというのをやはり作っていただけるとよいのかなと思います。ヒヤリ・ハット事例を社内で蓄積して、・・・ヒヤリ・ハット事例って多分あると思うんですね。これを従業員の方から聞き取って、あと、あるいは役員の方が頭を寄せ集めて、どういうことが本社内で問題となったかなということ社内で蓄積して、マニュアルに反映させるというようなことも行っていただきたいと思います。また、本件のような爆発事故を防ぐには、安全管理者をきちんと定める。その安全管理者の方が、安全に作業が進められるように労働環境を整備して、・・・システム構築ですね、そのシステムが適性に機能しているかどうか、絶えずチェックする。必要に応じてマニュアルにその内容を反映させていくということが必要になるかと思います。

このような形で、短い時間ではありますが、リスクマネージメントをお話いたしました。今後の業務にお役に立てれば非常に光栄です。本日はご清聴ありがとうございました。

**芝田稔秋法律事務所**



**弁護士 芝田 麻里**

- 日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会第5支部
- 全国産業廃棄物連合会INDUSTに「事例と見る廃棄物の過去、現在とこれから」連載
- 東京産業廃棄物協会機関誌「はるげ法律相談」連載
- 回協会法制度検討委員会オブザーバー
- 風邪は引かないのが一番！
- トラブルは発生しないのが一番！
- トラブル発生防止をお手伝いする多岐的司法力を入れています。ぜひご相談ください。

**事務所所在地**

東京都中央区区民ビル5-10-G  
都立区民ビル6階  
TEL 03-3571-1371  
FAX 03-3571-5846  
全国産業廃棄物四協会顧問  
東京産業廃棄物協会顧問

**業務内容**

廃棄物関連（行政訴訟、行政処分、交渉、刑事事件）、事業承継、M&A、契約書作成・レビュー、会社関係訴訟、各種講演・セミナー、社員研修、商標、著作権、ライセンス契約、顧問

### I 協会運営事業

#### 1 組織の強化・充実

##### (1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

##### (2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

#### 2 公益法人制度改革に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

#### 3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

#### 4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

### II 社会貢献事業

#### 1 不法投棄防止活動

##### (1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

##### (2) 不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。

##### (3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

## 2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。チャリティ事業として実施するゴルフコンペでの寄付金の一部は、9月から開催される「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」の大会協力企業として昨年7月に寄贈した電動アシスト自転車等の購入費に充てる。また、各会場における清掃業務の協力を行う。

## 3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

## 4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。

今後も、会員のさらなる協力拡大を図り、災害廃棄物処理支援体制を充実・強化するとともに、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。また、平時の備えとして、各市町村と当協会との間で、県との協定に基づく覚書の締結などの連携強化に取り組む。

## III 講習・研修事業

### 1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、産業廃棄物業界の資質の向上を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業廃棄物連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。

#### ① 新規収集運搬課程講習

- (a) 平成27年8月26日(水)～8月27日(木)
- (b) 平成28年2月25日(木)～2月26日(金)

#### ② 更新収集運搬課程講習

- (a) 平成27年9月17日(木)
- (b) 平成28年2月24日(水)

### ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習

(a) 平成27年9月16日(水)

## 2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (3) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。

## 3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

## IV 産業廃棄物適正処理推進事業

### 1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、再生砕石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

### 2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

#### (1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

#### (2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介して、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

### 3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、(公社)全国産業廃棄物連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会も、会員企業の優良化を推進する。

### 4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「わかやまさんぱい」を年2回(1回430部)発刊し、法令等の改正、協会活動状況、関係行政機関の通達情報、産業廃棄物処理に関する各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

### 5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票は、(公社)全国産業廃棄物連合会の公益事業(一部発行元:建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。)として、協会が普及頒布の協力を行っているが、電子マニフェストについては、行政機関、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターと連携して利用可能な会員等に対し普及啓発に努める。また、車両表示板や(公社)全国産業廃棄物連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

### 6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

## V 情報交流活性化推進事業

### 1 地球温暖化対策の取り組み

(公社)全国産業廃棄物連合会は、平成26年度に「低炭素社会実行計画」を策定し、平成27年度から実施される。計画では、目標年度(平成32年度)における温室効果ガスの排出量を、基準年度(平成22年度)比±0%としており、今後も各事業場における低炭素化に向けた省エネルギー等の様々な取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

## 2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物を取りまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、(公社)全国産業廃棄物連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

## 3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

## 4 委員会及び各支部の活動推進

廃棄物処理法等の関係法令の改正や業界の環境の変化に的確、迅速に対処するため、委員会、支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

## 5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業廃棄物連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

## VI 受託業務

### 1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

### 2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

## 2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成26年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：平成27年2月20日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室

議案等：①第3回（平成27年度）通常総会の日程等について

②平成27年度一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会被表彰者について

③平成27年度全産廃連表彰推薦について

④法制度委員会委員の選任について

⑤退職金支給規程の一部変更について

⑥災害廃棄物処理研修会の開催結果について

⑦相互安全衛生パトロール結果について

⑧支部研修会の開催結果について

⑨全国正会員事務局責任者会議報告

⑩30周年記念大会の準備について

⑪青年部活動報告

等について協議、報告がありました。



平成27年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：平成27年4月30日（木）

場 所：酒直ビル3F会議室

議案等：①第3回（平成27年度）通常総会の上程議案について

②公益目的支出計画実施報告書の提出について

③収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

④海上パトロールの実施について

⑤クリーンアップキャンペーンの実施について

⑥産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑦平成27年度許可申請に関する講習会の開催日程について

⑧平成26年度全国正会員会長・理事長会議報告

⑨安全衛生研修会（災害事例研修会）の開催結果について

⑩県外視察研修会の結果について

⑪県表彰推薦者について

⑫青年部活動報告

等について協議、報告がありました。



## 3 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

### 3-① 第5回定時総会

開催日：平成27年6月12日（金）

場 所：明治記念館・蓬莱の間

議 案：第1号議案 平成26年度事業報告並びに  
平成26年度決算案承認の件  
平成26年度監査報告

第2号議案 役員補充選任の件  
について審議され、承認・可決されました。  
(報告事項)

- 1 平成27年度事業計画に関する件
- 2 平成27年度収支予算に関する件



なお、平成27年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材及び優良事業者の育成、④協力支援事業、⑤労働安全衛生への取り組み⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の表彰式が行われ、石井会長から功労者25名、地方功労者71名、優良事業所22社、地方優良事業所114社、優良従事者138名が表彰されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

功 勞 者：森脇 敏夫（監事）

優 良 事 業 所：株式会社ヴァイオス

地方優良事業所：株式会社小池組

：株式会社ナヤパーク

：有限会社国辰商事

：和歌山スチール協同組合

：株式会社吉建

優 良 従 事 者：森脇 良一（モリワキ住設）

：川本 正光（有限会社紀北興業）



### ○新年賀詞交歓会

開催日：平成27年1月16日（金）

場 所：明治記念館「曙の間」（東京都）

出席者：会長

### ○第22回理事会

開催日：平成27年1月16日（金）

場 所：明治記念館「鶴亀の間」（東京都）

出席者：会長

議 題：＜決議事項＞

（1）平成26年度適正処理推進事業等活動支援金の事業変更について

＜協議事項＞

（1）平成27年度事業計画骨子案について

（2）低炭素社会実行計画案の作成進捗状況について

（3）災害廃棄物制度意見書について

（4）次回理事会その他の日程について

（5）その他

### ○平成26年度全国正会員会長・理事長会議

開催日：平成27年2月27日（金）

場 所：ホテルセンチュリー静岡 メイン棟5階「センチュリールームA」（静岡県）

出席者：会長

議 題：（1）平成27年度事業運営概要について

（2）その他

### ○第23回理事会

開催日：平成27年3月10日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 平成27年度事業計画案並びに収支予算案について

第2号議案 平成27年度表彰選考委員会の委員委嘱について

第3号議案 賛助会員の新規加入申込について

<協議事項>

- (1) 低炭素社会実行計画案の作成進捗状況について
- (2) 平成26年度収支決算見通しについて
- (3) 第5回定時総会運営概要について
- (4) 次回理事会その他の日程について
- (5) その他

○平成27年度表彰選考委員会

開催日：平成27年4月21日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

○第24回理事会

開催日：平成27年5月26日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成27年度第5回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 平成27年度第5回定時総会の提出議案について

ア 平成26年度事業の報告および平成26年度決算案承認の件  
監査報告

イ 役員補充選任の件

第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

第4号議案 低炭素社会実行計画について

<協議事項>

- (1) 次回理事会その他日程
- (2) その他

○第25回理事会

開催日：平成27年7月14日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 委員会委員等の選任について

第2号議案 平成27年度適正処理推進事業等活動支援金交付について

第3号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

<協議事項>

- (1) 平成28年度税制改正に対する要望事項(案)について
- (2) 次回理事会その他日程
- (3) その他

### 3-③ 全国産業廃棄物連合会政治連盟

#### ○第37回理事会

開催日：平成27年1月16日(金)

場 所：明治記念館「ききょう・なでしこの間」(東京都)

出席者：会長

議 題：(1) 第13回全国産業廃棄物連合会政治連盟代議員会議案書(案)

- ①平成26年における活動及び収支報告
  - ②平成27年における活動及び予算等
  - ③新代議員選出がある場合は提案
- (2) 第47回衆議院議員選挙について(報告)
- (3) 「タスクフォース」活動状況と今後の予定(報告)
- (4) その他
- ①片山さつき参議院議員よりの要請について
  - ②活動・運営に係る支出等の規程改訂について
  - ③「てき丸君News」の国会議員等への配信について
  - ④政治連盟のPR用資料作成について

#### ○第13回代議員会

開催日：平成27年2月27日(金)

場 所：ホテルセンチュリー静岡 メイン棟5階「センチュリールームA」(静岡県)

出席者：会長

議 題：(1) 平成26年度活動報告並びに収支報告

- (2) 平成27年度活動計画並びに予算案
- (3) 新代議員就任について
- (4) その他

#### ○産業・資源循環議員連盟幹部と業界団体幹部との懇談会

開催日：平成27年5月25日(月)

場 所：ホテル ルポール麹町 アメジスト3階

出席者：会長

- 議 題：(1) 産業廃棄物業界における主要な課題  
(2) 建設廃棄物リサイクル（コンクリート再生砕石、建設汚泥リサイクル）  
(3) 今後の意見交換の進め方について

○第2回産業・資源循環議員連盟幹部と業界団体幹部との懇談会

開催日：平成27年7月14日（火）

場 所：参議院議員会館地下1階B103号室

出席者：会長

- 議 題：(1) 「建設リサイクル」促進の提案とりまとめについて  
(2) 低炭素社会に向けた取組みについて  
(3) その他

### 3-④ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成27年1月30日（金）

場 所：アジュール竹芝「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事・主任

- 議 題：(1) 平成27年度事業運営に関して  
(2) 電子マニフェスト事業について  
(3) その他

### 3-⑤ 平成26年度産業廃棄物処理業における安全衛生セミナー

開催日：平成27年3月3日（火）

場 所：主婦会館プラザエフ9F「スズラン」（東京都）

出席者：当協会6名

- 研修内容：(1) 開会  
(2) リスクアセスメントの概念と効果  
(3) リスクアセスメントの体験  
(4) 安全衛生活動支援ツールについて  
(5) 閉会

### 3-⑥ 平成27年度全国正会員事業研修

開催日：平成27年5月15日（金）

場所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

研修内容：（1）産業廃棄物処理業界に係る関係法令改正等動向

（2）平成27年度事業計画概要

（3）平成27年度電子マニフェスト運用支援業務

・運用支援業務全体のスキーム

・説明会等の受付方法

（4）電子マニフェスト概要

（5）電子マニフェスト操作体験

（6）事務連絡

### 3-⑦ 近畿地域協議会

1. 開催日：平成27年1月13日（火）

場所：奈良ホテル（奈良県）

出席者：32名（うち当協会3名）

議題：（1）電子マニフェスト運用支援事業の見直しについて

（2）大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会設置準備会について

（3）平成27年度公益社団法人全国産業廃棄物連合会表彰

功労者表彰及び優良事業所表彰被表彰者の推薦について

（4）次回開催予定

（5）その他

2. 開催日：平成27年7月17日（金）

場所：琵琶湖ホテル

出席者：39名（うち当協会4名）

議題：（1）近畿地域協議会役員・委員・部会委員の一部変更について

（2）国土交通省近畿地方整備局HPへの再生砕石情報提供について

（3）公益社団法人全国産業廃棄物連合会 活動報告

（4）講演「“産廃・戦国時代”を生き抜く知恵」

—NPO 法人環境文明21 共同代表

（株）環境文明研究所 所長 加藤三郎氏

（5）次回開催予定

（6）その他

## 4 行政ニュース

### 4-① 「和歌山県災害廃棄物処理計画」を策定しました!

記者発表  
平成27年7月14日(火)

#### 1. 計画策定の目的

平成23年紀伊半島大水害における災害廃棄物処理の経験・教訓を活かし、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海3連動地震等の大規模災害時に大量発生(※1)する「がれき」などの災害廃棄物を迅速適正に処理し、災害からの速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方法などを取りまとめた和歌山県災害廃棄物処理計画を策定しました。

#### <紀伊半島大水害の経験・教訓>

- 大規模災害時、被災市町村による災害廃棄物処理は困難
- 廃棄物処理に精通した産業廃棄物処理業界の協力が不可欠
- 災害廃棄物の分別を徹底することが第一
- 発災前の備えが重要 迅速処理を左右

<紀伊半島大水害における災害廃棄物仮置場>



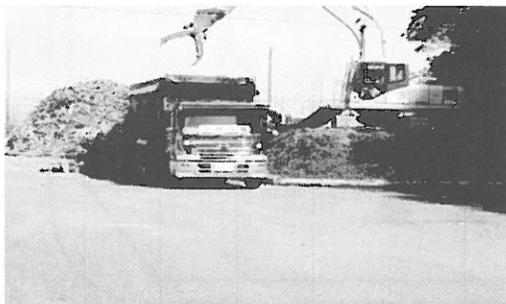
#### 2. 計画の特色

- 大規模災害時の災害廃棄物処理は、県が主導的な役割を担う
  - ・市町村からの要請を待たずに発災後速やかに「和歌山県災害廃棄物処理支援要員(がれき隊)<注>」を被災地へ派遣
- 発生現場での分別を徹底し、災害廃棄物の再資源化と処理の迅速化を図る(※2)
  - ・仮置場ごとに持込可能な廃棄物の種類は、2~3種類に限定
- 既存廃棄物処理施設で処理ができない廃棄物は、仮施設を設置して処理(※3)

<注>和歌山県災害廃棄物処理支援要員(がれき隊)

平成26年度に制度化し本年7月現在18名。廃棄物行政経験者など廃棄物処理に精通した職員で構成。(一社)県産廃協会会員とチームを編成し、災害廃棄物の迅速・適正な処理にあたる。

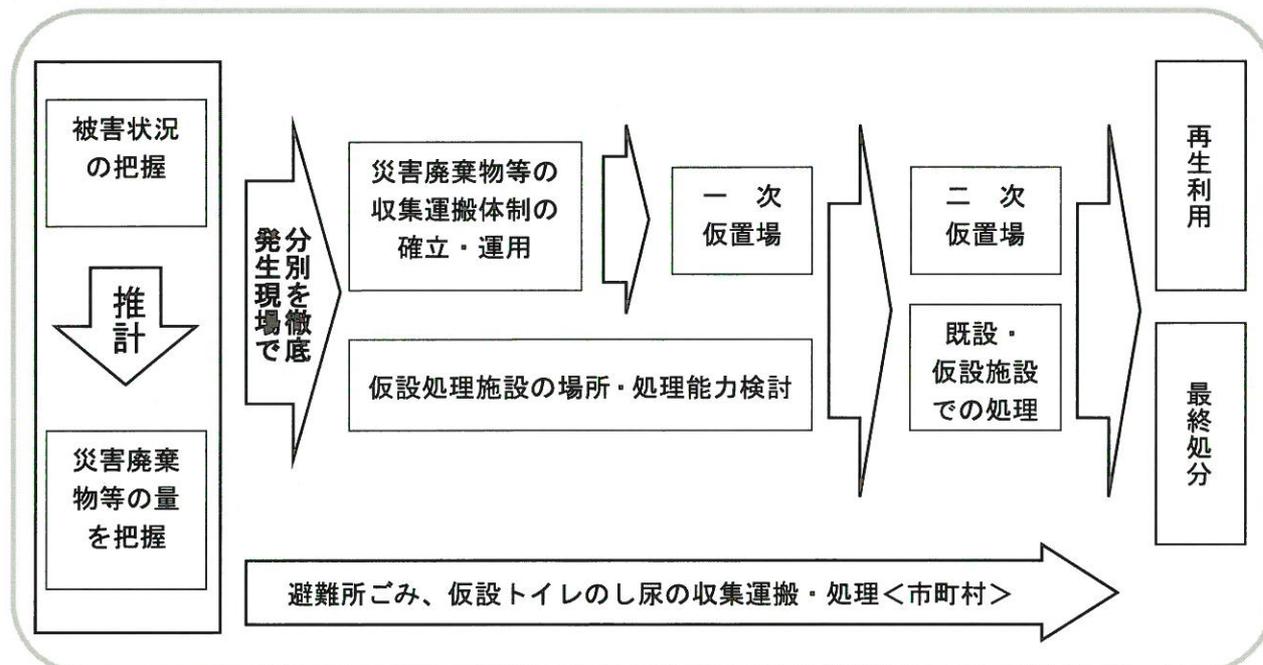
<紀伊半島大水害における(一社)和歌山県産業廃棄物協会の協力>



(※1) 想定される災害廃棄物発生量

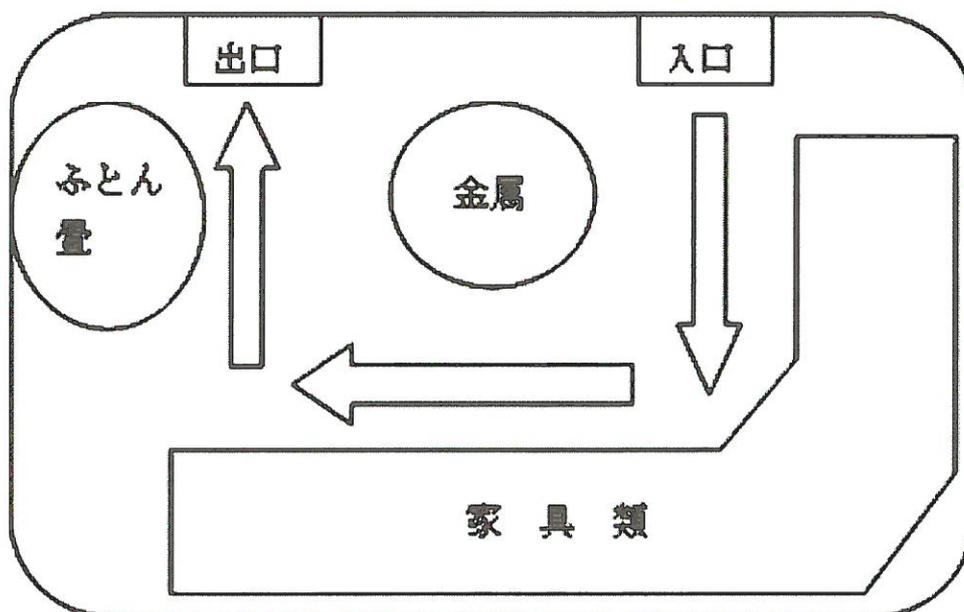
<p>3連動地震 災害廃棄物 500万トン 津波堆積物 330万トン &lt;計&gt; 830万トン</p>	<p>南海トラフ巨大地震 災害廃棄物 1,530万トン 津波堆積物 720万トン &lt;計&gt; 2,250万トン</p>	<p>(参考) 紀伊半島大水害 災害廃棄物 約7万トン</p>
---	---	---

(※2) 災害廃棄物処理の流れ



○仮置場の配置 (例)

災害廃棄物の再資源化と処理の迅速化のため、仮置場1か所あたりの廃棄物は2~3種類に限定





## 和歌山県災害廃棄物処理計画について

### 《策定理由》

防災基本計画（中央防災会議 平成26年1月修正）において、地方公共団体が災害時に発生した災害廃棄物を迅速に処理し、早期に復旧・復興に資するための計画を策定することが明記された。

### 《紀伊半島大水害の経験・教訓》

- 大規模災害時、被災市町村による災害廃棄物処理は困難
- 廃棄物処理に精通した産業廃棄物処理業界の協力が不可欠
- 災害廃棄物の分別を徹底することが第一
- 発災前の備えが重要 迅速処理を左右

### 《計画の要点》

想定する災害：東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震及び台風等による風水害

#### (1) 発災前の備え

- 災害廃棄物の仮置場候補地を選定、搬出入ルートを検討
- 廃棄物処理施設の余力を把握し、仮設施設の規模を検討・想定
- 協定締結団体等と共同し訓練を実施
- 小規模災害に備えて各市町村が災害廃棄物処理計画を策定

#### (2) 発災後の対応

- 大規模災害時の災害廃棄物処理は、県が主導的な役割を担う
  - ・発災後速やかに県災害廃棄物処理支援要員を派遣
    - 県産業廃棄物協会会員とチームを編成し、災害廃棄物処理を実施
  - ・災害廃棄物は発生現場での分別を徹底し、処理を迅速化
  - ・仮置場ごとに持込可能な廃棄物の種類は、2～3種類までに限定
  - ・再資源化の徹底により、最終処分量を低減
  - ・仮設施設や広域による処理を進め、効率的に処理
- 避難所ごみや仮設トイレのし尿については原則市町村が責任処理

### 《目 標》

大規模災害が発生した場合でも、最長3年で災害廃棄物処理を完了

## 計画の主な内容

第 1 章 総則

- 想定する災害
  - ・東海・東南海・南海 3 連動地震、南海トラフ巨大地震、台風等による風水害
- 災害廃棄物処理の基本的な考え方
  - ・大規模災害時、市町村による災害廃棄物処理は困難なため県が主導的な役割を担う。
  - ・発災直後から被害の大きい市町村に県災害廃棄物処理支援要員を派遣し、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会員とチームを編成し、災害廃棄物処理を全面的に支援。
  - ・災害廃棄物の発生現場での分別を徹底し、円滑な処理につなげる。
  - ・再資源化と廃棄物の減量化を徹底し、最終処分量を低減させる。
  - ・広域調整を積極的に行い、処理の迅速化を図る。
  - ・大規模災害の場合でも、発災から最長 3 年で処理を完了させる。
- 各主体の役割と事務
  - ・「予防」、「応急対応」及び「復旧・復興」の各段階における県、市町村、関係団体等の役割と事務を明記し発災に備える。

第 2 章 災害廃棄物処理対策

## 第 1 節 震災（3 連動地震・南海トラフ巨大地震）

- 組織体制、情報収集連絡体制、協力・支援体制
- 災害廃棄物処理
  - ・災害廃棄物、津波堆積物発生量の推計
  - ・災害廃棄物分別方法の検討
  - ・仮置場の確保、仮置場必要面積の算出
  - ・環境対策、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策
  - ・仮設焼却炉
  - ・分別・処理・再資源化
  - ・広域的な処理・処分
- 県民への啓発、広報
- 課題と対応
  - ・災害廃棄物処理を担う人材の確保・資質向上
  - ・災害廃棄物処理に利用できそうなインフラの抽出

## 第 2 節 風水害

台風等による風水害に伴う災害廃棄物処理について記載。災害廃棄物推計発生量等の記述を除き、概ね第 1 節と同内容

資 料

- 県内一般廃棄物等処理施設の所在地、市町村連絡先等
- 紀伊半島大水害における災害廃棄物処理記録

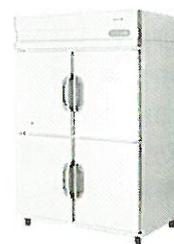
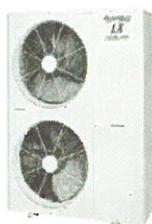
## 4-② フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る時の留意事項について

環境管理課

『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』（フロン排出抑制法）が平成27年4月1日から施行されました。

特に建物解体工事における**第一種特定製品（業務用冷凍冷蔵空調機器）**からのフロン類の漏えいの防止、フロン類の回収の取組が強化されました。以下、フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る場合の留意事項を説明します。

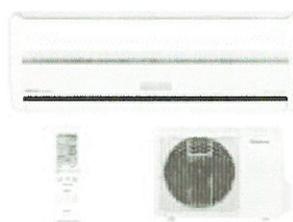
第一種特定  
製品



パッケージエアコン室内機と室外機

業務用冷凍庫

家電リサイクル  
法の対象品



家庭用冷蔵庫

家庭用ルームエアコン

### 1 第一種特定製品とは

店舗や事務所で使われているエアコンや飲食店の厨房にある業務用冷蔵庫、スーパーマーケットのショーケースなど、業務用冷凍冷蔵空調機器はすべて「**第一種特定製品**」になります。

※家電リサイクル法の対象品は含まれません。

### 2 第一種特定製品を廃棄するときは

第一種特定製品の所有者または建物解体工事の元請事業者等は、機器を廃棄する前に**第一種フロン類充填回収業者（県に登録されている業者）**に、機器の中に入っているフロンの回収を依頼しなくてはなりません。

なお、和歌山県内の**第一種フロン類充填回収業者**については、ホームページからご覧になれます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/flon/flontouroku.html>

### 3 産業廃棄物処理業者が第一種特定製品を引き取るときは

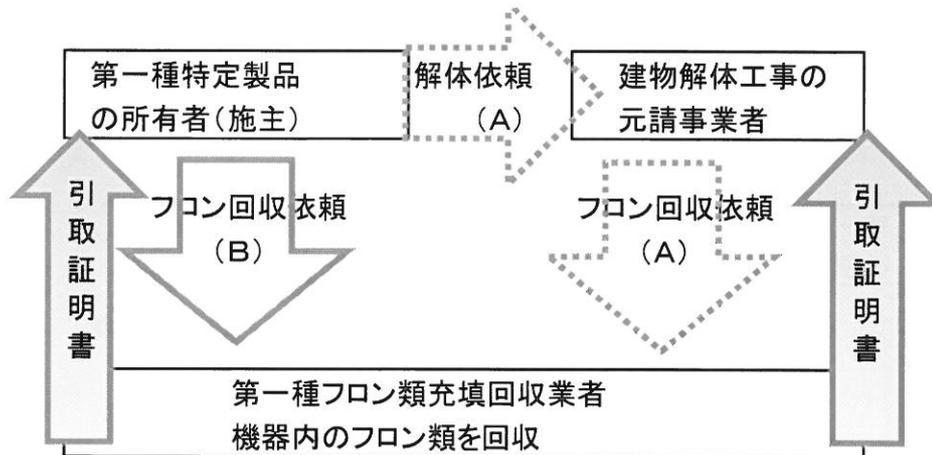
第一種特定製品にフロン類が入っていないことを確認してください。

フロンが入っていないことは、フロン類の「引取証明書（行程管理票）」を所有者または建物解体工事の元請事業者等に見せてもらうことで確認してください。

#### (1) 機器にフロン類が入っている場合

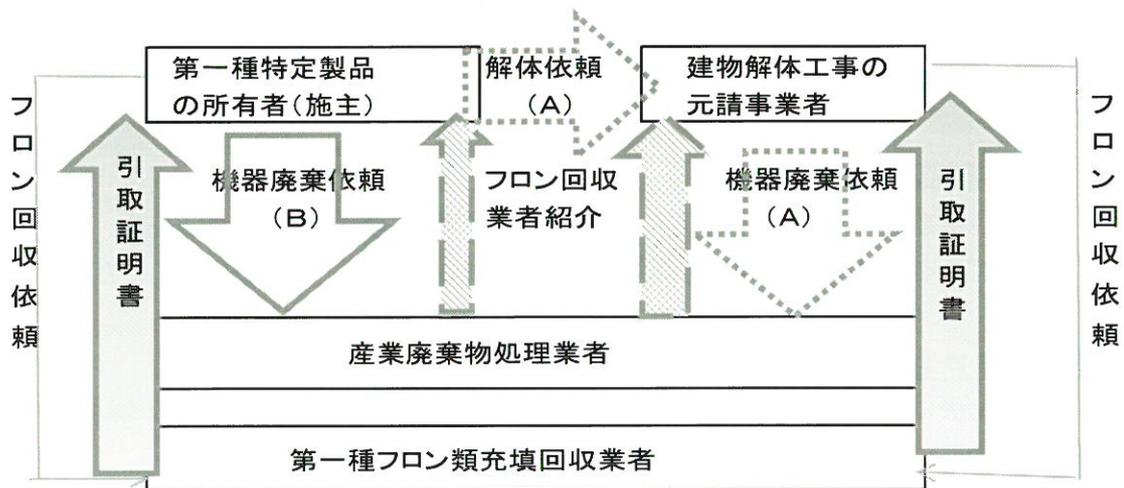
以下の方法により、フロン回収の手続き等をした上で引き取り、廃棄物処理法に基づき適正に処分してください。

- ① 産業廃棄物処理業者は、機器の引き取りを依頼した「第一種特定製品の所有者」または「建物解体工事の元請事業者」にフロン類の回収手続を依頼し、「引取証明書（行程管理票）」でフロン類が回収されたことを確認して機器を引き取ってください。



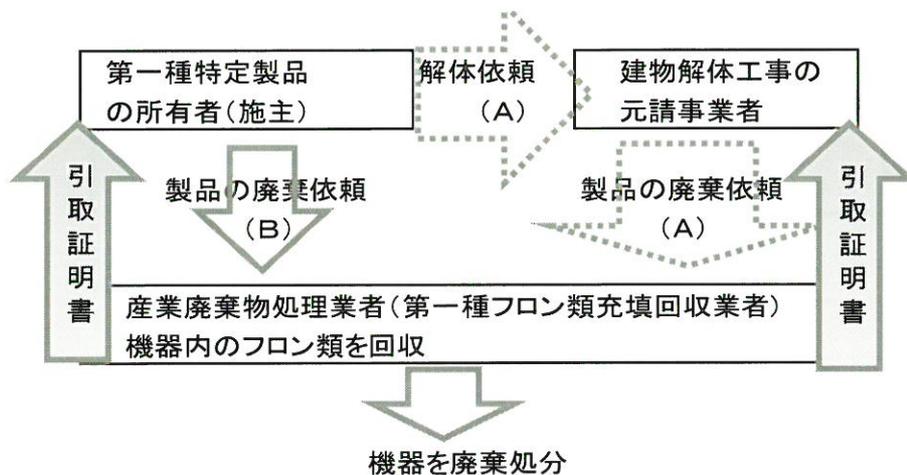
- ※フロン類の回収を「第一種特定製品の所有者」が  
(A) : 建物解体工事の元請事業者にフロン類の引渡しを委託する場合  
(B) : 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する場合

- ② 産業廃棄物処理業者は、①でフロン類の回収を「第一種特定製品の所有者」または「建物解体工事の元請事業者」に依頼しても、フロン回収制度をよく知らない場合は、第一種フロン類充填回収業者を紹介または取り次ぎ、フロン類が回収されたことを「引取証明書（行程管理票）」で確認して機器を引き取ってください。



※フロン類の回収を「**第一種特定製品の所有者**」が  
 (A) : 建物解体工事の元請事業者にフロン類の引渡しを委託する場合  
 (B) : 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する場合

③ 産業廃棄物処理業者が**第一種フロン類充填回収業者**の登録を受けている場合は、①の「**第一種特定製品の所有者**」または「**建物解体工事の元請事業者**」からフロン類回収の依頼を受けて機器を引き取りフロン排出抑制法に基づきフロン類を回収してください。



※フロン類の回収を「**第一種特定製品の所有者**」が  
 (A) : 建物解体工事の元請事業者にフロン類の引渡しを委託する場合  
 (B) : 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する場合

(2) 機器にフロン類が入っていない場合  
 廃棄物処理法に基づき適正に処分してください。

4 自らフロン類を回収するためには

第一種特定製品からフロン類を回収するためには、県への登録が必要です。  
 詳しくは、県環境管理課のホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課  
 電話 073-441-2688

**E票** (記入者:回収業者(丁))

((丁)まで回付。(甲)及びフロン回収依頼者へ交付)

**委託確認書 (兼 回収依頼書) 兼 引取証明書**

(汎用版)

整理番号

機器整備・修理

**(甲) 第一種特定製品の廃棄等実施者**

第一種特定製品の所在する施設(建物)名 \_\_\_\_\_ 交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

第一種特定製品の所在地(町丁目) \_\_\_\_\_

(甲)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

(甲)の住所 \_\_\_\_\_

交付担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

管理責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

委託確認書(回収依頼書)交付時に確認できた機器の種類及び台数

エアコンディショナー _____ 台	冷蔵庫及び冷凍機器 _____ 台
--------------------	-------------------

下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡しする者にチェックする。建物解体が伴う場合もチェックする。)

(乙)第一種フロン類引渡受託者 → ( 建物の全部又は一部解体が伴う)

(丁)第一種フロン類回収業者

**(乙) 第一種フロン類引渡受託者**

(乙)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 回付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(乙)の住所 \_\_\_\_\_

交付担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

管理責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡しする者にチェックする。)

(丙1)第一種フロン類引渡受託者 → (丙1)に再委託することを承諾します。 承諾年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(丁)第一種フロン類回収業者 (甲)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ (甲)の管理責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

**(丙1) 第一種フロン類引渡受託者**

(丙1)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 回付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(丙1)の住所 \_\_\_\_\_

交付担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

管理責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡しする者にチェックする。)

(丙2)第一種フロン類引渡受託者 → (別紙「補足用」を使用して下さい。)

(丁)第一種フロン類回収業者

**(丁) 回収業者**

登録番号 \_\_\_\_\_ フロン類の引取を終了した年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 引取証明書交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(丁)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 回収技術者氏名 \_\_\_\_\_

(丁)の住所 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

管理責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記のとおりフロン類を回収しました。 管理番号 \_\_\_\_\_

第一種特定製品の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー								
冷蔵庫及び冷凍機器								
計								

- 1)第一種フロン類回収業者(丁)
- E票は、回収終了後、(丁)欄と(回収量等)欄に記入し、廃棄等実施者(甲)より、直接回収依頼があった場合、引取証明書としてE票を(甲)へ交付して下さい。また、引渡受託者より回収依頼があった場合は、E票は、回収の依頼のあった引渡受託者へ交付し、E票のコピーを(甲)へ送付して下さい。
  - F票は、引取証明書(E票)の写しとして3年間保存して下さい。(ただし、再受託者が(丙2)以降の場合は、E票のコピーを引取証明書の写しとして3年間保存します。)
  - フロン回収終了後速やかに、この書類(E票)を交付しなければなりません。※(甲)欄の交付年月日から30日(建物の全部又は一部解体を伴う場合は90日)を経過しても「引取証明書(E票)」の写しが、廃棄等実施者(甲)に届かない場合は、(甲)から都道府県知事に報告されます。
  - E票又はE票の写しを廃棄等実施者(甲)へ交付又は送付する際は、送付及び受取等の確認をして下さい。
  - 引渡受託者(丙2以降)よりフロン回収依頼があった場合は、E・F票とともにJ票が回付されます。E票の下欄に回収依頼のあった引渡受託者(丙2以降)の名称等を記入して下さい。(最後のJ票に引渡受託者の名称等が明記されています)

丁が回収依頼を受けた引渡受託者(丙)の名称等(但し、丙が丙2以降の場合のみ)

(丙)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 委託確認書交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(丙)の住所 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

# 5 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

## 5-① 支部研修会

平成26年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当の方から「和歌山県の産業廃棄物行政の現状と課題について」、また、NPO法人大阪環境カウンセラー協会の中田氏から「エコアクション21について」それぞれご講演を頂きました。続いて、事務局から伝達事項の説明を行い、周知を図りました。

### ◇ 研修会開催スケジュール

支部	日時	場所	参加者
御坊・田辺支部	平成27年1月8日(木) 午後1時30分～午後4時	田辺市 (ビッグ・ユー)	18名 (15社)
紀南支部	平成27年1月9日(金) 午後1時30分～午後4時	新宮市 (東牟婁総合庁舎)	12名 (11社)
和歌山支部 海南・有田支部	平成27年1月20日(火) 午後1時30分～午後4時	和歌山市 (プラザホープ)	30名 (30社)
紀北支部	平成27年1月21日(水) 午後1時30分～午後4時	紀の川市 (打田生涯学習センター)	16名 (12社)

### ◇ 研修会テーマ

- (1) 和歌山県の産業廃棄物行政の現状と課題について  
講師：和歌山県循環型社会推進課 担当官
- (2) エコアクション21について  
講師：NPO法人大阪環境カウンセラー協会  
中田進久氏
- (3) 優良産廃処理業者認定制度について
- (4) 安全衛生の取組について
- (5) 政治連盟への加入について
- (6) その他



御坊・田辺支部



紀南支部



和歌山、海南・有田支部



紀北支部

## 5-② 産業廃棄物処理実務者研修会(継続学習制度(CPDS)の講習会認定)～基礎コース～

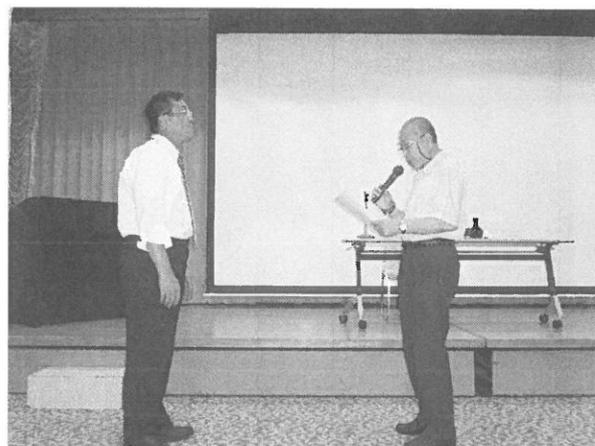
- ☆開催日時 平成27年7月9日(木) 受付9時30分～
- ☆開催場所 プラザホープ(和歌山県勤労福祉会館)4階
- ☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 72名
- ☆受講料 当協会会員 5,000円(税込) (テキスト代含む)  
非会員 7,000円(税込) (テキスト代含む)

※この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

### ☆研修内容

10:00	12:00	12:50	13:10	14:30	16:00	16:30
産業廃棄物 処理の基礎	昼休み	質疑 応答	産業廃棄物の 委託処理と委託契約	産業廃棄物管理票 ・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付	

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。



## 5-③ 安全衛生活動事業

### — 災害事例研修会 —

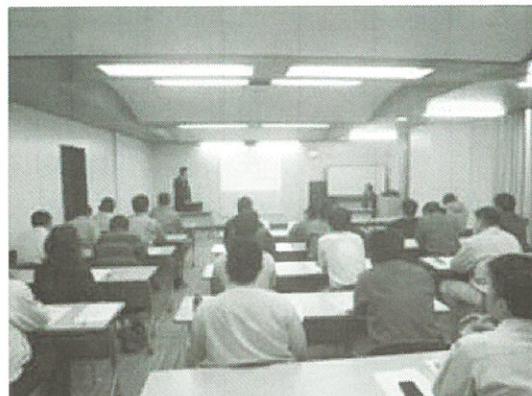
我々協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、災害事例研修会を実施しました。

開催日時	平成27年3月6日(金) 午後1時から午後4時30分	平成27年3月17日(火) 午後1時から午後4時30分
開催場所	田辺市(紀南文化会館・田辺消防署)	和歌山市(和歌山商工会議所)
参加者数	17名	28名
研修内容及び講師	<p>(1) 労働災害発生状況及び防止対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師 (田辺会場) 田辺労働基準監督署 安全衛生課 岩手 忠彦 課長 (和歌山会場) 和歌山労働基準監督署 安全衛生課 三木 邦章 課長</li> <li>・研修内容…労働災害発生状況、特に産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策及び安全衛生チェックリストの利用並びに労働安全衛生法の改正等について詳しい説明がありました。</li> </ul> <p>(2) 救急救命(AED)及び危険物の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師 (田辺会場) 田辺市消防本部 田辺消防署及び予防課の担当官 (和歌山会場) 和歌山市消防局予防課の担当官及び(一社)和歌山市消防協会</li> <li>・研修内容…救命救急として心臓マッサージとAEDの実技講習及び身近な危険物の取扱いの注意事項や事故の防止策についての説明がありました。また、田辺会場では、消火器による消火訓練を受けました。</li> </ul>	

【田辺会場】



【和歌山会場】



## —安全衛生推進会議—

中小企業等小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。平成20年度から平成22年度までの3年間は中央労働災害防止協会の支援を受けて、「団体安全衛生活動援助事業(たんぼぼ計画)」を実施しました。

### 1 団体安全衛生活動援助事業の実施成果について

事業活動を実施していく中で、各事業所において、安全衛生に関する意識が向上し、活動内容や方法への理解が深まり、活動についての意見・質疑も多くなるなど安全衛生についてのレベルが上がってきました。

たんぼぼ計画が終了し4年余り経過しましたが、今後とも、安全衛生活動に取組み、労働災害の未然防止に努めていく必要があります。

### 2 今後の活動事業の取組みについて

平成27年7月29日に(一社)和歌山県産業廃棄物協会安全衛生委員会の武田委員長と安全衛生促進委員を中心に、安全衛生推進会議を開催し、平成27年度の安全衛生活動事業計画等について協議しました。

平成27年度の活動事業としては、安全衛生研修会(リスクアセスメント推進研修会・労働災害事例研修会)に加えて、年2回の相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。



## 「ヒヤリ・ハット」体験事例について

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成26年11月と平成27年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事故から、車両運搬途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

## 身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

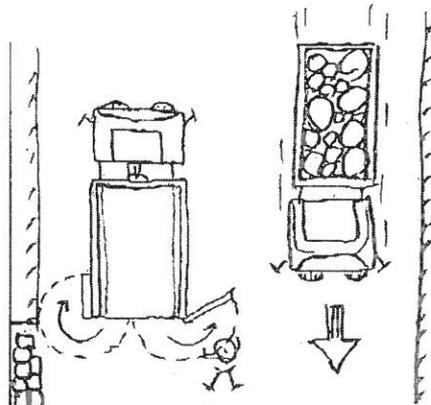
分類：収集運搬  
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	本宮町湯峰地区	小雨の中、長靴で手にゴミ袋を持ち運搬作業中	下り坂の石段で足を滑らせ、あやうく転倒しそうになった	長靴をすべり止めが付いた物に取り替える。下り坂は特に足元を確認する
2	工場内	チップをつんでシートをかけようとしているとき	シートのゴムが足に引っ掛かっていることに気付かずシートを広げていて、チップの箱の上で転倒しかけた	高所などで行う作業では、決してあわてず、まわりをよく見て作業する
3	大古の現場	ユニックでフレコンの回収をしているとき	トラックの荷台にフレコンを乗せようとした時、下に鉄筋が浮いていて、もう少しで足に刺さりそうになった	荷物を乗せるときは安全確認を第一に行う
4	田野井の現場	コンテナにシートをかけているとき	足がゴムに引っ掛かり、転倒した	足元に注意をして、あわてずにシートを掛ける
5	マンションステーション	ゴミステーション前でバッカー車を降りるとき	斜めになったところに足を踏み入れ、足首をくじく	降車時も気を抜かず、注意すること

分類：収集運搬  
事故の型：衝突・接触

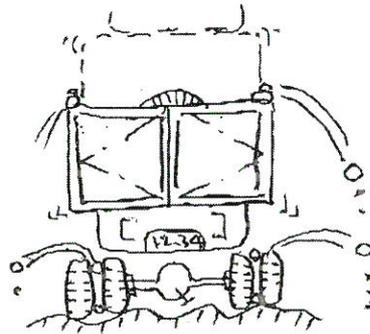
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	狐島交差点付近	10tトラックでコンクリートがらを運搬中	前方の信号機が青に変わったので発進しようとした時、信号無視をした二輪車が、自車の前方を通過した	前方の信号機が赤から青になっても、すぐに発進せずに、安全確認してから発進する
2	大阪市内高速道路	トラックで荷物を回収後、帰社途中の運転中	突然、目の前に割り込み、また方向指示器なしに左折され、急ブレーキを踏み衝突しかけた	車間距離を十分に取るようにする。社内での安全会議で情報・体験を共有して事故防止について話し合う
3	和歌山市紀伊駅前通り	収集店舗へ行くとき	左側を歩いていた人が、右側へ横断しようとして道路へ(走行している私の前に)飛び出てきた	車が来ていることを分かっているももらえる様ヘッドライトを点灯して走行する
4	町内	収集作業中	バックの時に人・自転車が急に飛び出てきて衝突しそうになったが寸前で止まった	後方の従業員に、バック時は確認をしてもらいバックする

5	和歌山市内 交差点	4tトラックで交差点を右折しようとした時	交差点手前で、右折しようとした時に北側の道路から来たトラックが一旦停止せずに交差点内に侵入してきた為、危うく衝突をするところだった	この交差点は、日頃から一旦停止標識があってもそれをしない車両が多く見受けられ、優先道路であっても交差点内では一旦停止又は最徐行して走行するようにした
6	日の出地区	収集作業時、パッカー車の運転中	右側のゴミを入れて、左側のゴミを取ろうと左にハンドルを切った時に、後方から自転車が出てきて、当たりそうになった	ゴミを出す場所を片側に統一するようにし、バックミラーに写らない部分は収集者に目視してもらう
7	ホームセンター バックヤード	ゴミ庫にバックでつけているとき	ガレージの柱に接触した	注意してバックする
8	田辺市の 事業所内	ゴミを収集しようとしてパッカー車をバックしていた時	パッカー車が後ろにあった車に衝突した	運転中に周囲を見渡し確認してバックするようにする
9	和歌山市里 交差点	運転中	軽自動車と衝突	信号に注意する
10	紀の川市	トラックでゴミ収集作業の時	車を後方に下げようとした際、雨が激しく降っていたため、視界が悪くサイドミラーでの確認が困難で建物と接触しかけた	車両の手入れ、(撥水洗剤)洗車で視界を良くする、助手に車の誘導してもらう
11	取引先	ゴミを収集するために車をバックでつけているとき	車から降りる際、ステップで足を滑らせ転倒しかけた	あせらず、雨の日は注意する
12	工場内	4tコンテナ車にてコンテナを設置する際	コンテナを降ろす時、コンテナが壁にぶつかりかけた目視での確認をしていなかった	コンテナを降ろす時の目視での確認、誘導員の配置
13	得意先駐車場	バックにてゴミ庫につけようとしているとき	お客様が飛び出てきて急ブレーキにて停止した	車から降り目視にて後方を確認する
14	事業所構内	積み込み作業中	積み込み作業時に後方扉を開く時に対向車と扉が接触しそうになった	広くない道路の場合は前後カラーコーンの設置とガードマン常設。扉を開けるのはほかの場所で行い扉固定ストッパーの確認



分類：収集運搬  
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	積み込み作業中	コンテナを引き上げる際に脱着装置のコマの上にコンテナがちゃんと載っていなかったため落下しそうになった	積載状態のコンテナが傾いている時は一度引っかけ移動し水平にしてからアームロールで確認しながら車載する
2	工場内	手積み作業中	耐火キャストブル手積み作業中にキャストブルを落とし、もう少しで足の上に落とすところだった	事前確認の実施、①一人で持てる重さであるか、二人作業の要否②通路及び足元に問題はないか、により対策を実施する
3	工場内	手積み作業中	耐火キャストブルを積み込んでいる時に耐火キャストブルの破片が飛んできて目に入りそうになった	作業内容に応じてヘルメット、手袋、安全靴以外に保護メガネ、マスクを着用し、あらかじめ打合せた作業手順を遵守する事
4	和歌山市建築現場	運搬作業中	トラック走行中に後方タイヤとタイヤの間に挟まったコンガラが外れて後方車両に当たりそうになった	タイヤとタイヤの間はもちろんの事、コンガラ等を積み込んだ際、荷台の枠及びシャシー等にもコンガラが残っていないか確認



分類：収集運搬  
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	坂道で	停車したとき	サイドブレーキの効きが悪く車が下がってきた	ブレーキが効いているか確認、サイドブレーキの確認
2	本社前	出発時	出発しようと左右確認を遅れ危険を感じた	左右確認し出してからもう一度確認し出るようにする

分類：中間処理  
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	コンテナにシート掛けをしているとき	荷物(クーリングタワーのコア)に乗って作業したため、足がめり込み転倒しそうになった	荷物の性状から、上部に乗ることなくシートを掛ける方法で作業を行う
2	廃プラピット付近	廃プラをトラックへ積み込んでいるとき	廃プラをユンボですくい上げる際、ユンボのバケツに荷重がかかりすぎて、キャタピラーが滑り、もうすこしでピット内に転落しそうになった	地面がコンクリート塗装で、ピットのギリギリまでユンボをつけていたためピットから1メートル以上離して作業し、バケツ八分目すくうよう指示した
3	工場内	フォークリフトのバケツから荷下ろしをしているとき	フォークリフトのバケツをやや平坦にし、自分がバケツの中に入り荷を下ろしている時に足が滑り右足のふらはぎ付近をバケツの先端でおもいっきり当たり、怪我をした	フォークリフトなどで積み込みその場所で荷下ろしをする時、バケツを平坦にし安全作業ができるように安全意識を持ち、作業を行うようにする

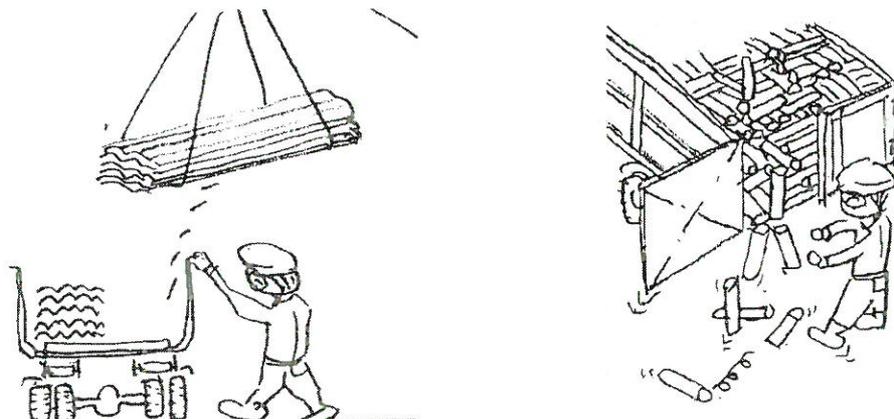
4	混合廃棄物 展開場	8㎡コンテナの中を清掃しているとき	足を滑らせて転倒した	足元がどんな状況かしっかりと確認し、すべり止めのついた安全靴を使用する
5	工場内	リフトでつめを高く上げて物をひっくり返しての積み込み作業をしているとき	地面の安定が悪かったためツメを高くあげて動いたとき車体がぐらついた	ツメを上げ下げする際はなるべく積み込み位置の近くで上げ下げする。地面がフラットな場所で作業する
6	工場内	28㎡コンテナのシートをはがしているとき	突風が吹き、シートが持ちあがり、シートとともに、3.5mの高さから落下しそうになりました。安全帯をしていたために助かった	常に高い所で作業するときは、安全帯をしてから作業にあたる
7	廃プラ破碎場内	ジャバラをカットソーで切っているとき	足場が悪かったため、バランスを崩してカットソーで手を切りそうになった	工具や資材は決められた場所に必ず整頓、また作業場は毎日きれいにしよう心がける
8	工事現場	橋脚に設置された足場を登っている際に発生	ヘルメットを装着しており、視界が悪かったことが原因で頭部を足場にぶつけそうになった	狭い所を移動する際は、前方上下左右を確実に確認し、急がず移動する。また、アゴヒモをきつく締め、ヘルメットがぶらさがらないよにする

分類：中間処理  
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	スレートコンテナに積み込んでいるとき	スレートの角が尖っており、足を切りそうになった	スレートの角や割れた切口、取付用フックボルト等の取扱いには十分注意する
2	中間処理施設内	タイヤショベルにて場内作業骨材突上作業中	骨材突上作業中のタイヤショベルがバックした時、後方を移動しているタイヤショベルに接触した	安全運転講習等を行い、運転前ガラス面に「バック時に後ろの確認する！」のシールを機械前部に貼り、運転手に周知させた
3	混廃選別場内	ユンボ作業中	螺旋した先に人が立っていて、当たりそうになった	十分に注意しながら螺旋する
4	工場内	混合選別中作業中	バックホーの操作中に後ろから他の人に声をかけられて驚いた	バックホーなどの操作中には視界に入るところから声をかけるようにする
5	工場内	リフトでバックして方向転換をしようとしたとき	後方に人がいて当たりそうになった	後方をしっかり目視で確認する
6	場内解体ミンチ荷おろし場所	解体ミンチのサンプル採取を行っているとき	誰にも声をかけずに座りこんでいた為、近くで作業していた重機に衝突しそうになった	近くで重機が動いている場合は必ず事前に声をかけておく。また、作業中であることがわかる立看板等を用意し、近くに置いてから作業を開始する
7	がれき・保管庫付近	有筋コンクリートガラを小割りしているとき	重機にて小割り作業の時、旋回した時に後ろを10tダンプが通りヒヤとした	小割り作業中は旋回範囲内に立ち入らないようカラーコーン等でかこう。ダンプ等後ろや近くを通る際は重機OPIにわかるようクラクション等で知らせる

分類：中間処理  
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	スレートをレッカーで積込んでいるとき	スレートの破片が落下し、当たりそうになった	玉掛け時に荷物を確認し、吊上げた荷物の下に立入らないようにする



2	工場内	運搬・荷下し作業中	木製の枕木のようなものを10tコンテナ車で運搬して、荷下時、後方扉をあげたら、木が落下してきて、足を挟まれそうになった	扉をあげる際に落下は事前に想定されることなので、コンテナをあらかじめ地上におろしてから扉をあげる等対策を取るようにする
3	工場内	金属くずをマグネットでおろしていたとき	残磁力でくっついていた鉄が、荷下ろし中の作業員の目の前に落下、ケガはなかった	重機と人との同時作業をやめる。重機の作業範囲内への立ち入りを禁止する
4	中間処理施設	トラックから何段にも積み上げられた板状の積載物をフォークリフトで一度に荷下し移動中	廃棄物を高く積み上げすぎにより、近くで作業中の作業員に崩れ落ち事故となる	廃棄物などに関わらず、移動する際は積載物の安定性を考え、作業員を近寄らないようにする
5	工場内	積み込み作業中	耐火物の入ったフレコンバックを吊上げた時にフレコンバックに傷が入っていてそこから破れてもう少しで落下しそうになった。	フレコンバックに耐荷重以上入れていないか、吊り上げ部の帯、その他外観にほころびがないか吊り上げる前に確認する

分類：中間処理  
事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	排出事業場	手積み作業中	ファイバードラム積み込み時に上部の金具で指を切りそうになった	手積み込み時の掴み箇所は確認を確実にし、バンド金具が変形している際には十分に取扱いに注意する
2	工場内	手積み作業中	ファイバードラム積み込み中にファイバードラムとファイバードラムの間に指を挟みそうになった	下段からきちんと積み込んで安定させてから上段を積み込む。軽いかたと安易に取り扱わず、全体のバランスを観察する

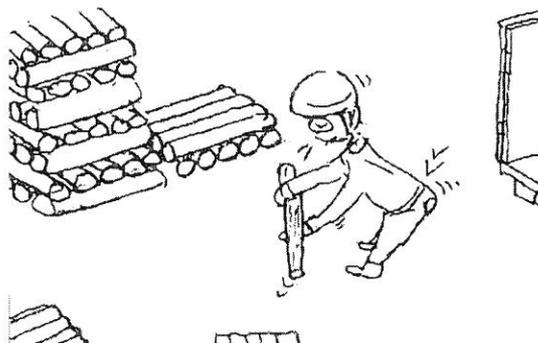
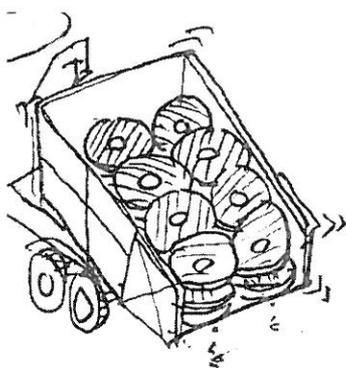


3	工場内	鉄を削っているとき	グラインダーがはねて服に巻き込んだ	鉄を削るときはグラインダーを強く握る
4	廃プラ破砕場内	コンベアの下を通るとき	カップのフードが巻き込まれそうになった	ヒラヒラしたものは極力身につけないようにする
5	リサイクルプラント	破砕機清掃時	三人組で作業をしている時二人が清掃していて一人が声をかけスイッチを入れたが、二人には聞こえていなかった。ケガはなかったがヒヤリとした	スイッチを入れる時他の作業員への声かけの徹底。声をかけられた人もはっきりと返事し機械から離れる

分類：中間処理

事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	コンテナに荷物(鋼滓)を積んでいるとき	コンテナの底に穴が開いており、鋼滓が飛散しそうになった	事前にコンテナを確認し、必要な措置を行う。特に、前方床立、上がり部を確認する
2	工場内	ダンプで木製ケーブルドラムの荷下ろし作業をしているとき	ケーブルドラムがせり合って、ダンプアップしても荷物が降りず、横転しそうになった	荷下ろし時は、急激にダンプアップせずに、少し上げて降りない場合は、重機フォークリフトで掘み降ろしを行う



3	工場内	積み込み作業中	木製の枕木のようなものを持ち上げようとした時に、重くて腰を痛めそうになった	事前に打ち合わせていた品物については単品重量を確認出来るが、規格外の大きい物については一度に持ち上げず、片方のみ試しに持ち上げ確認する
4	木質現場	生木を選別しているとき	木をユンボでつかんだ時に木が折れた反動で混塵選別現場の近くまで飛んでいった	木のつかみ方が斜めになっていたのでしっかりと横に寝かせてつかむようにする
5	工場内	配管液抜き(バルブ取り替え作業中)	液抜き終了後配管上のフランジボルトを緩めると液が漏れた	一番高い所から、エアールを入れ、液抜きを完全実施する

## 5-④ 県外視察研修会

平成27年3月12日(木)～13日(金)の2日間、県外視察研修会として21名が参加し、語り部さんによる東日本大震災の被災地視察と、その災害廃棄物の処理を行った岩手県の太平洋セメント(株)大船渡工場様を訪問し処理施設を見学させていただきました。(以下、敬称略)

1日目は太平洋セメント(株)大船渡工場を訪問し、研修室で東日本大震災時の状況と会社概要をまとめた映像で説明を受け、その後、工場内を案内していただきました。太平洋セメント(株)大船渡工場では年間約200万トンのセメントが製造されています。セメント製造は1450℃で行われ、その過程の一部で廃棄物を処理します。この高温のため、廃棄物を無害化することができ、ダイオキシン発生も殆どありません。しかも処理した廃棄物はセメントの一部となるため、焼却灰などの2次廃棄物の発生もなく理想的な廃棄物処理方法と言われており、太平洋セメント(株)大船渡工場では年間約45万トンの処理を行っています。

また、東日本大震災時には津波の直撃を受け、工場設備の大部分が冠水し、甚大な被害を受けられました。しかし、太平洋セメント(株)大船渡工場並びに協力会社の従業員が全力で復旧・復興にあたり早期復旧することが出来、被災地の復旧・復興のため、津波で発生した災害廃棄物(がれき)処理を最優先で取り組まれました。

二日目は、語り部の鴻巣修治さんに震災の爪痕が残る現場を熱心にご案内いただきました。当時の状況を詳細に話していただき、南三陸町防災庁舎跡での鴻巣さんのお話には胸を打たれました。当時、震災で防災庁舎屋上に避難した人数は約30名いたそうです。しかし、津波にさらわれ最終的に助かったのは10名ほどだったそうです。また、最後まで防災無線で住民に避難を促されていた方は救出された10名の中に姿はなかったそうです。津波が迫る恐怖の中、一人でも多くの命を助けたいという一心だったのではないかと鴻巣さんは言います。

当協会一同心より被災地の早期復興と犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたします。生命の大切さ、自然災害の恐ろしさを強く再認識しました。会員の資質の向上と業務の充実につながる充実した二日間の研修になりました。



## 5-⑤ 第19回親睦ゴルフコンペ

平成27年5月18日(金)に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第19回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ:平成27年度第1回)を開催しました。

当日は、23社39名が参加され、天候にも恵まれ、よいゴルフ日和となりました。

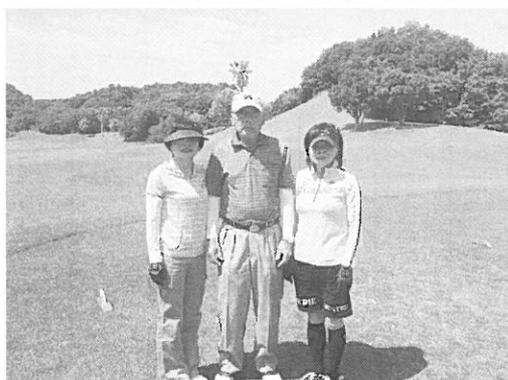
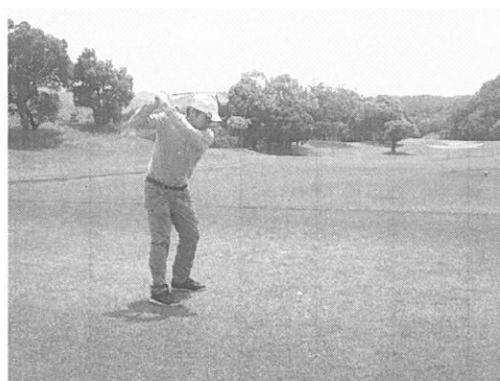
また、プレー終了後は、各賞(1位~10位、以下5位ごと、当日賞、BB賞、ベストグロス賞)の表彰を行ないました。

平成19年5月開催の第4回から第15回まで、毎回チャリティーとして12市町に車椅子を寄贈してきましたが、第16回ゴルフコンペから今回の第19回ゴルフコンペまでの皆様のチャリティー代金は、2015紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会への協賛に充てさせていただきました。

つきましては、今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

### ☆ 結果(敬称略)

- 優勝: 松尾 廣 (小椋リビングクリーン(株))
- 2位: 中村 雄三 (株)ナカミチ建機サービス
- 3位: 大木 寿和 (南部生コン工業(株))
- 4位: 井本 充彦 (有)南海産業
- 5位: 須磨 徳裕 (株)吉建
- 6位: 池田 尚仁 (南部生コン工業(株))
- 7位: 吉本 忍 (南部生コン工業(株))
- 8位: 武田 全弘 (武田行政書士事務所)
- 9位: 武田 勝 (有)武田造園
- 10位: 武田 利幸 (有)武田造園
- 15位: 中川 将典 (有)タナカ工務店
- 20位: 田中 正紹 (有)タナカ工務店
- 25位: 尾花 功 (株)尾花組
- 30位: 岡本 章吾 (大弘建材(株))
- 35位: 峠 好紀 (株)峠商店
- 当日賞: 赤井 靖 (赤井工業(株))
- BB賞: 森 正訓 (株)紀洋
- ベストグロス賞: 武田 利幸 (有)武田造園



## 5-⑥ 不法投棄防止海上パトロール

平成27年度第1回目（通算41回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄廃棄物の有無を確認しました。

○ 日時：

平成27年6月24日（水）午前9時10分（出港）～午後2時10分（帰港）

○ 参加者：6名

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山市一般廃棄物課	1名
和歌山県産業廃棄物協会	2名



○ パトロールコース：

和歌山南港（出港）→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港  
沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

○ パトロール結果：

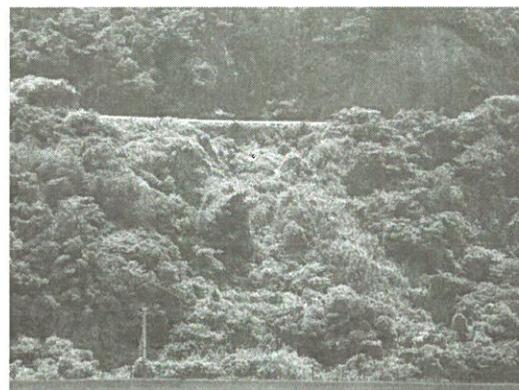
- ・新たに不法投棄された場所は確認されなかった。
- ・加太港から大川港間の海岸に漂着廃棄物と見られるプラ容器・木くず等が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに前回から残存する投棄建設廃棄物が確認できた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の残存する投棄物が確認できた。
- ・下津港では、前回10月に実施した時と同様、不法投棄物は確認されなかった。

○ パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市を通じて、関係機関に連絡・対応をお願いしました。



[矢櫃海岸の現状]



[由良町衣奈周辺の現状]

## 5-⑦ 収集運搬部会活動

### 不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成27年6月18日（木）に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板、そして2015紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会開催に向けてのPR用マグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

(1) 参加者：18名

株ヴァイオス	3名	株貴志安商店	2名	株坂口興業	1名
株日ノ本組	1名	株目良建設	2名	株吉建	2名
和歌山プレス株	1名	和歌山市産業廃棄物課	2名	和歌山市一般廃棄物課	2名
産廃協会	2名				

(2) 巡回コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山西高等学校→森林公園→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入→雑賀崎→和歌浦→岡崎→四季の郷

(3) 撤去した量：4t クラムシェル付き車1台、2t パッカー車1台、軽トラック2台の計4台で総回収量約1000kg

(4) 撤去した物：テレビ、冷蔵庫、レンジ、古タイヤ（自転車・自動車・バイク等）、廃バッテリー、廃ポンペ、パイプ、波板、陶磁器くず、ペットボトル、空き缶、プラ容器、がれき類およびその他可燃ごみ



## 5-⑧ 第18回クリーンアップキャンペーン

平成27年6月28日(日)に、浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンを実施しました。

今年で第18回をむかえ、会員の皆様、ご家族、田辺保健所、一般市民、子供さん等の協力を得まして、浜の宮ビーチでは、365名、天神崎海岸では、89名の方に清掃活動に参加していただきました。

今回もゴミ袋を片手に大勢の参加をいただき、大変、浜辺も綺麗になりました。

協会としては、継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、今後とも努力して参りたいと考えております。

今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、当日、資機材を提供して頂きました会員さま、ご参加いただきました会員の皆様、ご家族等の方々にお礼を申し上げます。



☆天神崎海岸



☆浜の宮ビーチ



☆天神崎海岸



☆浜の宮ビーチ

## 第18回クリーンアップキャンペーンに参加いただいた会員等

### 【浜の宮ビーチ】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
赤井工業(株)	2	(株)関組	3
(株)井奥建材工業	28	(株)相互商会	2
(株)ヴァイオス	20	大栄環境(株)	10
(株)エスエムエス	2	大弘建材(株)	2
エヌシー環境(株)	1	(株)武内商店	2
(株)大瀧商店	7	(協)中紀環境科学	1
(有)かさい	1	(株)寺本工務店	2
環境カンファレンス(株)	1	日鉄住金スラグ製品(株)	6
(株)環境クリーンサービス	14	(有)火の国産業	4
(株)岸化学	4	(株)日ノ本組	7
(株)貴志安商店	6	(株)松原建設工業	2
風吹共同アスコン(株)	1	(株)丸山組 (海南)	2
(株)K S P	1	(株)三高産業	2
(有)久保忠	5	(株)明光	3
(株)小池組	41	(株)目良建設	13
小椋リビングクリーン(株)	3	めらりサイクル(株)	10
(株)サウスコア	6	(株)吉建	5
(株)坂口興業	7	和歌山県ヘルス工業(株)	10
(株)酒直	24	和歌山スチール協同組合	29
(株)ジャルク	9	和歌山ゼロックス(株)	43
西洋環境開発(株)	6	一般参加	18

### 【天神崎海岸】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
(株)朝日ダイヤゴルフ	3	(株)ナヤパーク	2
(株)尾花組	3	(有)日置川清掃	7
(株)蒲田嵩商店	2	(株)吉田組	2
(株)清本組	2	和歌山県再生資源事業協同組合	3
(株)K S P	2	和歌山県資源開発協業組合	2
(有)国辰商事	10	和歌山ゼロックス(株)	7
(有)志場商店	5	(有)ワコー産業	6
(有)千ノ本石材	6	田辺保健所	1
(有)タナカ工務店	12	一般参加	5
田辺工業(有)	9		

## 5-⑨ 災害廃棄物処理研修会

昨年11月につづき、2回目の災害廃棄物処理研修会を実施しました。今後発生が予想される南海トラフ地震等の自然災害による甚大な被害に対する早期対策が求められるなか、災害などで被害を受けても事業を継続するための準備や計画は、企業を守る経営レベルの戦略的な課題と位置づけられています。

今回の研修会では、和歌山県循環型社会推進課の鳴神課長から、県の災害廃棄物処理計画の概要説明、また、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめ、主要な中核業務の継続と復旧をスムーズに行うための業務継続計画（BCP）の策定等についてご講演をいただきました。

◇日 時：平成27年7月1日（水） 午後1時30分～午後3時00分

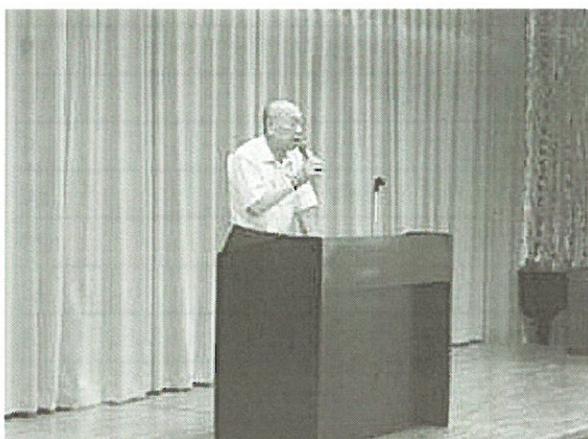
◇場 所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4階 ホール

◇参加者数：41名

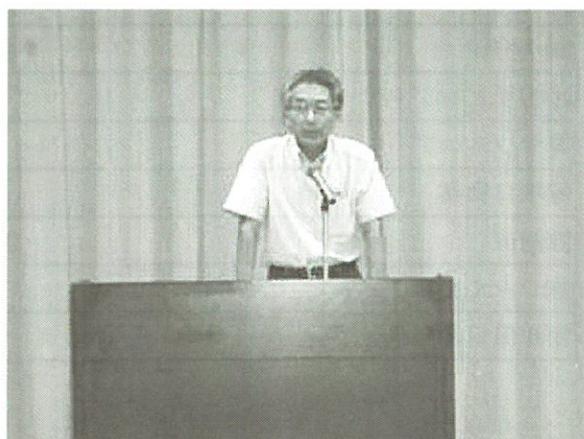
◇研修内容：業務継続計画（BCP）の策定について

講師 和歌山県循環型社会推進課

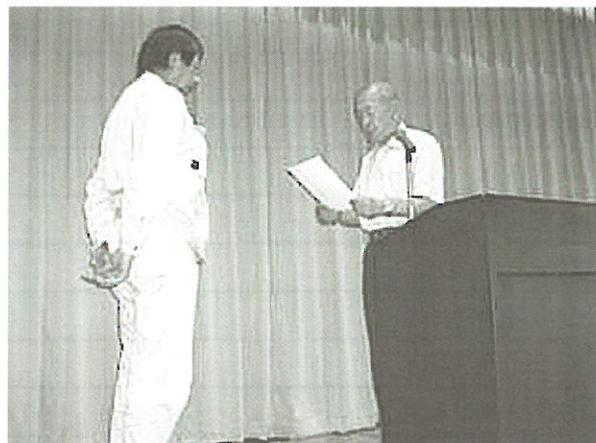
課長 鳴神 賢 氏



武田会長開会挨拶



和歌山県循環型社会推進課 鳴神課長



## 5-⑩ 青年部会活動

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会第3回通常総会に先だって同日の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第3回青年部会総会を開催しました。

当日は29名（委任状を含む。）の出席があり、議長に瀧本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。また来賓には、青年部協議会近畿ブロック長の北角 治太氏にお越しいただき、ご挨拶をいただきました。

第1号議案 平成26年度事業報告

第2号議案 平成26年度決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成27年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成27年度予算（案）承認の件

第5号議案 会則の一部改正（案）承認の件

平成27年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



（瀧本 青年部会長）



（北角 近畿ブロック長）

その他の主な行事は以下のとおりです。

○平成26年度第6回役員会

開催日：平成27年2月24日（火）

場 所：協会会議室

議 題：（1）WSK青年部の今後の活動について  
（2）その他

○近畿ブロック研修会

開催日：平成27年1月23日（金）

場 所：ウェスティン都ホテル京都（京都府）

ウェスティン都ホテル京都において全国産業廃棄物連合会青年部協議会近畿ブロック  
賀詞交換会が開催され、全国産業廃棄物連合会青年部協議会の加山会長による講演が  
行われました。CSR2プロジェクトを大成功に収めた加山会長の力量は、自社での  
様々な取り組みから培われました。皆様の経営に役に立つ研修となり、当青年部会か  
ら5名が出席しました。

○第4回スプリングカンファレンス2015

開催日：平成27年2月28日（木）

場 所：沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ（沖縄県）

議 題：（1）第9回全国大会及びCSR2PJ～継承と進化～検証  
（2）平成27年度からの全体事業内容に関する件  
（3）各県青年部会が抱える問題について

○平成27年度第1回役員会

開催日：平成27年5月21日（木）

場 所：協会会議室

議 題：（1）WSK青年部会各委員会組織図&連絡先について  
（2）第3回青年部会総会について  
（3）その他（会員相互の親睦事業）

○平成27年度第2回役員会

開催日：平成27年6月4日（金）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山4F「翡翠」

- 議 題：（1）第3回青年部会総会について  
（2）WSK青年部会各委員会組織図&連絡先について  
（3）その他

○近畿ブロック平成27年度定期総会

開催日：平成27年7月1日（水）

場 所：瀬田アーバンホテル（滋賀県）

- 議 案：第1号議案 平成26年度事業報告及び収支決算報告承認の件  
第2号議案 平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件  
第3号議案 役員改選の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会后、(株)J J F 代表取締役 志村 保秀 氏の講演会が開催されました。



○全国産業廃棄物連合会青年部協議会第15回通常総会

開催日：平成27年7月24日（金）

場 所：青山ダイヤモンドホール（東京都）

- 議 案：第1号議案 平成26年度事業報告承認の件  
第2号議案 平成26年度収支決算報告承認の件 平成26年度監査報告  
第3号議案 平成27年度事業計画案承認の件  
第4号議案 平成27年度収支予算案承認の件  
第5号議案 役員改選の件

以上の議案が審議され、承認されました。

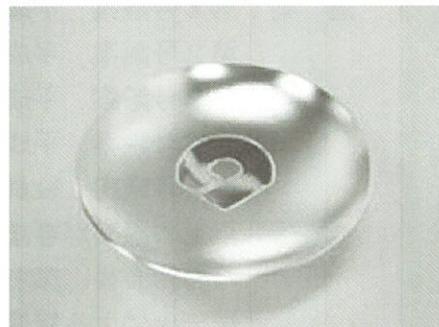
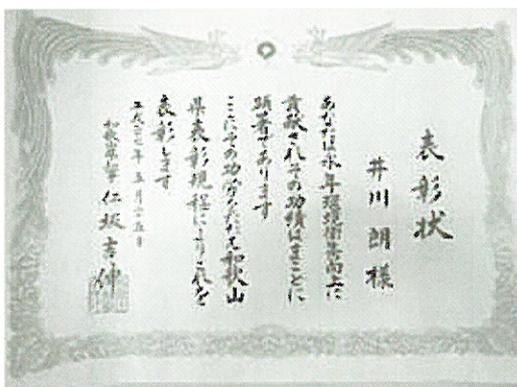
なお総会后、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 外山洋一氏による講演会「産業廃棄物行政の現状と課題について」が開催されました。

## 6 事務局だより・情報コーナー

### 6-① 県知事表彰について

この度、当協会副会長の井川朗さん（和歌山プレス株式会社代表取締役）が平成27年和歌山県知事表彰（環境衛生の向上）を受賞されました。

これは、永年当協会の役員を務め、その間、収集運搬部会長として会員に対しコンプライアンスの推進を呼びかけるとともに、不法投棄防止巡回パトロール事業を積極的に推し進めることにより県下の不法投棄の減少に努め、また、平成23年台風12号により甚大な被害を被った日高川町において災害廃棄物の処理体制を確立するとともに、那智勝浦町では災害現場に赴き、災害廃棄物の早期処理に尽力したこと等が認められたものであり、我々（一社）和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。



## 6-② 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内の30市町村と当協会の間で、県との協定に基づく覚書の締結を進めています。

### ◇ 覚書の締結状況

市町村名	締結年月日	市町村名	締結年月日
那智勝浦町	平成27年 4月 1日	日高町	平成27年 7月 1日
海南市	平成27年 5月11日	紀美野町	平成27年 7月 1日
日高川町	平成27年 6月22日	印南町	平成27年 7月10日

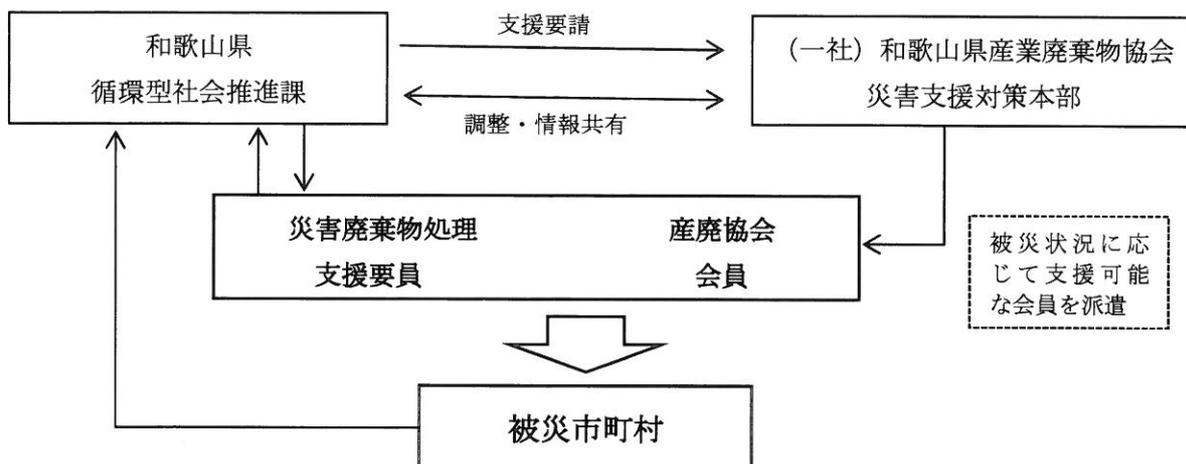
### ◇ その他の災害廃棄物処理に関する協会の取り組み（平成27年1月～7月）

- ・「国土強靱化地域計画に向けた合同意見交換会」に参加・意見書を提出  
(平成27年2月10日)
- ・「和歌山県災害廃棄物処理計画案の説明会」に参加（平成27年6月2日）
- ・「災害廃棄物処理研修会」の実施（平成27年7月1日）

### ◇ 「災害廃棄物処理支援要員」について

和歌山県は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理を迅速に進めることが住民の生活再建や被災地の早期復旧・復興にとって重要であることから、知事の指示により、被災市町村に災害廃棄物処理支援要員（廃棄物行政の経験が豊富な職員や平成23年台風12号被災地に派遣された職員）を派遣します。

被災市町村への派遣に際しては、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県職員と当協会会員がチームを編成し、災害廃棄物の処理を支援します。（下図参照）



## 6-③ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

### 近畿地区 平成27年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
9月	京都：2～3 兵庫：10～11				京都：10 和歌山：17		京都：11 和歌山：16
10月	大阪：8～9			大阪：26～ 30		兵庫：14～ 15	大阪：7 兵庫：16
11月	滋賀：5～6				大阪：6 奈良：19		大阪：5
12月	大阪：16～17				兵庫：9 京都：16		兵庫：8 大阪：15
28年 1月	兵庫：26～27				大阪：21 滋賀：26		大阪：20 滋賀：27
2月	京都：2～3 和歌山：25～26		大阪：3～5		兵庫：5 京都：23 和歌山：24		兵庫：4 京都：24
3月	大阪：9～10	京都：8～11			大阪：18	大阪：2～3	大阪：17

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

☆受講申込等についての問合せ先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

許可の有効期限にご注意！！

## 産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

## 6-⑤ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

### 1 優良産廃処理業者認定制度

#### (1) 制度の概要

この制度は、平成23年度から改正廃棄物処理法の施行とともに開始されています。

産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。

優良な産業廃棄物処理業者（産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者）の基準（以下、「優良基準」という。）とは、①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組の実施、④電子マニフェストの利用、⑤財務体質の健全性の5つです。

上記の①～⑤の優良基準への適合性を判断し、適合と認められる場合、次の措置が講じられます。

- 通常5年の許可期限が7年になります。
- 交付する処理業の許可証に、「優良」を示す(優)と表記されます。
- 県のホームページにおいて、「優良基準に適合した事業者」として公表されます。

#### (2) 優良基準

①	<b>実績と遵法性に係る基準：</b> 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
②	<b>事業の透明性に係る基準：</b> 申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報 ・許可の内容 ・施設及び処理の状況 ・財務諸表 ・料金の提示方法 ・組織体制 ・地域融和の状況 等
③	<b>環境配慮の取組に係る基準：</b> ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。
④	<b>電子マニフェストに係る基準：</b> 電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤	<b>財務体質の健全性に係る基準：</b> 次の全ての基準に適合していること ・直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

#### (3) 審査申出の方法

平成23年4月1日付けで許可を有している場合は、当該許可の有効期間中随時に基準の適合審査の確認申請を行うことができます。この場合、基準に適合していると確認された場合、優良産業廃棄物処理業者として認定され、当該許可の有効期間が2年延長となります。それ以外は産業廃棄物処理業更新許可申請時に、更新許可の必要書類と併せて以下の機関に提出してください。

##### ◇ 提出先

- ・法人にあっては事務所所在地が、個人にあっては住民登録をした市町村が和歌山県内（和歌山市を除く。）に存する場合は、その区域を所管する保健所衛生環境課
- ・その他の申出者（和歌山市、和歌山県外）の場合は、和歌山県循環型社会推進課

## 2 エコアクション21

優良産廃処理業者の認定制度で優良な産業廃棄物処理業者の基準のうち前項③の環境配慮の取組に係る基準については「ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。」となっています。

「エコアクション21」は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定したものです。

なお、平成20年6月から実施されている県の新「業者評価制度」では、環境への配慮の面で、エコアクション21の認証・登録業者も、加点の対象となっています。

当協会会員のうち、和歌山県及び和歌山市の優良産廃処理業者認定事業所及びエコアクション21の認証・登録事業者（和歌山県内に事務所を置く会員又はエコアクション21担当事務局の和歌山で認証取得した会員）は、次のとおりです。

### ☆ 優良産廃処理業者認定事業所（協会会員） ☆

[和歌山県認定]

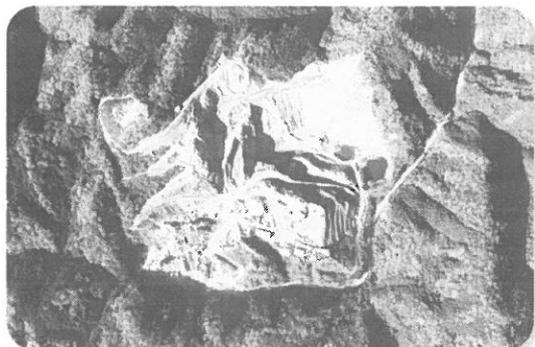
産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
大栄環境㈱ 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	平成26年 6月 1日 平成33年 5月31日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成23年 6月15日 平成27年 8月15日
	産業廃棄物処分業 第03021003203号	平成23年 6月15日 平成29年 7月26日
㈱ジャルク 代表取締役 森田壽一 大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成23年10月11日 平成30年 9月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成23年12月19日 平成30年12月 3日
㈱梶原土建 代表取締役 梶原亘理 和歌山県御坊市荊本169番地	産業廃棄物収集運搬業 第03015069639号	平成23年10月14日 平成29年 5月21日
㈱丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成24年 4月24日 平成29年 1月22日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成24年 5月25日 平成28年 1月27日
㈱井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物処分業 第03041029472号	平成24年 7月 6日 平成31年 5月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成24年 7月 6日 平成29年 3月29日
㈱石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793番地の24	産業廃棄物収集運搬業 第03024034152号	平成25年 8月21日 平成29年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03014034152号	平成25年 8月21日 平成28年 5月17日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	平成25年10月24日 平成32年10月24日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	平成25年10月24日 平成32年10月24日
赤井工業㈱ 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226番地	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	平成26年11月17日 平成33年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	平成26年11月17日 平成33年11月16日

[和歌山市認定]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
めらリサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成24年 4月 2日 平成27年12月17日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成24年 6月13日 平成28年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成24年 7月19日 平成28年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成25年 3月26日 平成28年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成25年 3月26日 平成28年 1月30日
(有)久保忠 代表取締役 久保忠生 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	平成26年 9月22日 平成33年 8月25日

☆ エコアクション21 認証・登録事業所（協会会員） ☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	(株)石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市港町 793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	(株)丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市日根 野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス(株)	井川 朗	和歌山県和歌山市狐 島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	(有)紀北興業	川本 正光	和歌山県橋本市高野 口町伏原1171-2	H19, 1. 26	0001293	廃棄物処理・ リサイクル業
5	めらリサイクル(株)	目良 知基	和歌山県和歌山市西 浜1660-459	H19, 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
6	兼杉興業(株)	杉原 弘	大阪府岸和田市大北 町1-3	H19. 3. 27	0001416	製造業 (その他)
7	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡白 浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
8	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白 浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
9	(株)環境クリーン サービス	大島 たみ恵	和歌山県和歌山市府 中355番地の6	H21. 8. 7	0004009	建設業（設備 工事業を含む）
10	(株)明光	総田 さよ志	和歌山県海南市下津 町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
11	(株)関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関 戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
12	(株)井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃 山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
13	(有)久保忠	久保 忠生	和歌山県和歌山市出 島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
14	赤井工業(株)	宮本 清富	和歌山県岩出市畑毛 226番地	H26. 8. 27	0010205	廃棄物処理・ リサイクル業


**赤井工業株式会社**


本 社  
〒649-6244 和歌山県岩出市畑毛226  
Tel 0736-62-5800 fax 0736-62-5801

神通碎石工場・RCセンター  
〒649-6451 和歌山県紀の川市神通200-2  
Tel 0736-77-5530 fax 0736-77-7132

**【会社概要】**

弊社は昭和44年に採石業を中心に創業を開始し、平成8年より産業廃棄物処理業を加えた形で事業を行っております。また、各産地の各種砕石や砂などの土木資材の流通販売や建設残土処理業、廃棄物処理におけるコンサルタント事業など地域に根差した事業を展開しております。

**【事業内容】**
**- 採石業 -**

コンクリート用骨材を始め、工事現場で利用される路盤材や砂、埋立用資材など多種多様なお客様のニーズに答えられる製品の製造・販売、また各産地の砕石や砂などの流通販売を行っております。

**- 産業廃棄物処理業 -**

中間処理業の許可内容としては、破碎 110t/h（がれき類・ガラス・コンクリート・陶磁器くず・汚泥）、天日乾燥 98m<sup>3</sup>/日（汚泥）、造粒固化 150m<sup>3</sup>/h（無機性汚泥）となっております。破碎処理後の商品は再生路盤材 RC-30,40・RM-30,40や再生砂、造粒固化処理後の商品は造成地の整備や埋戻し資材として最適なAソイル（第二種改良土相当）を取り扱っております。また、軟弱地盤などの埋戻しには、各種商品とAソイルを最適比率で混合した支持力の高い商品を提供したり、特殊な路盤材としてRCに固化材を特殊混合した改良RCを出荷するなど現場のニーズに答えた製品を提案しております。

**【環境事業への取組み】**

電子マニフェストの導入（2009年）や廃棄物の受入管理・トレーサビリティの強化、事業の透明性を高め、昨年8月にエコアクション21認証を取得し、同年11月に優良産廃処理業認定を取得しました。

お客様からの信頼を第一に、常に企業として自浄努力を怠らず、責任ある企業であり続けていきたい。具体的にはリサイクル事業においては、今後は製造業という立場にたって継続的に考え、行動していく必要がある。また、自分たちにできることはなにか、社会にとって企業として求められていることを考えながら、地域に根差した事業を展開し、企業努力し続けていきたい。（Try & Challenge）

## 6-⑦ 新入会員の紹介

### 正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分
1	(有)赤土	赤土 清二	〒640-8303 和歌山市鳴神5 1 9	073- 471-3648	収集運搬業
2	三港産業(株)	垣内 宏	〒647-0071 新宮市佐野2 1 0 9 - 3	0735- 31-6557	収集運搬業
3	日本環境開発(株)	中村進太郎	〒647-0032 新宮市王子町3 - 1 0 - 6	0735- 23-2559	収集運搬業

### 会員数 (平成27年7月31日現在)

	正会員数
紀北支部	34
和歌山支部	73
海南・有田支部	31
御坊・田辺支部	49
紀南支部	18
合計	205

	賛助会員数
合計	11



## 6-⑧ 協会への入会のおすすめ

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への結果、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

- ◎入会金 正会員 50,000円
- ◎会費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)  
年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

- ◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。  
下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◆◆◆一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◆◆◆

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

TEL: 073-435-5600

FAX: 073-424-5553

URL: <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail: [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)

## 6-⑨ 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(I) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：平成27年1月29日（木）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 平成26年活動報告並びに平成26年収支決算報告について  
 (2) 平成27年活動計画案並びに平成27年収支予算案について  
 (3) その他  
 について協議しました。

(II) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第5回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：平成27年2月18日（水）

場 所：酒直ビル3階会議室

議 題：第1号議案 (1) 平成26年活動報告並びに平成26年収支決算報告について  
 (2) 平成26年監査報告  
 第2号議案 平成27年活動計画案並びに平成27年収支予算案について  
 その他  
 について審議され、原案通り承認されました。

### 和歌山県産業廃棄物協会 和歌山県地区政治連盟役員名簿

(平成27年2月18日)



理事長	武田 全弘
副理事長	井川 淳子
副理事長	須磨 徳裕
理事	中村 孝二
理事	森田 清郎
理事	和田 秀幸
理事	吉村 英樹
監事	武友 幸男
監事	湯井 将行
会計責任者	井本 滋之

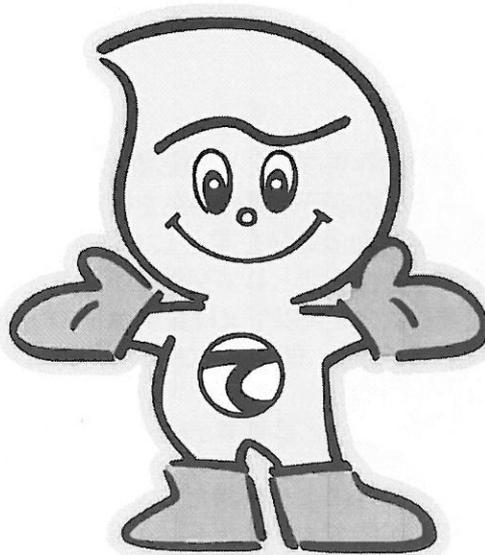
## 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日にはついに自由民主党に「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟は産業廃棄物処理業における制度や振興策等の現実を図ることを目的として設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないのでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願ひいたします。

てき丸くんからのお願い！



# サプライズ!さんばいプライズ

(平成 27 年度 産業廃棄物処理助成事業)



(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

## 1. 助成事業の概要

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、平成 4 年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が不法投棄された廃棄物の撤去（原状回復）を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB等処理事業への支援、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の 4 つの事業に取り組んでいます。

そしてこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化等の促進によって、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として実施することとしています。具体的には、産業廃棄物に関する 3 R の技術開発（いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発）、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法第 12 条第 1 項第 2 号の対象となる認定研究開発事業（以下「バイオ燃料認定研究開発事業」という）、及び小型家電リサイクル法第 14 条第 1 項第 2 号の対象となる認定研究開発事業（以下「小型家電リサイクル認定研究開発事業」という）に対して助成するものです。これらが産業廃棄物処理業界へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

## 2. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者とし、ただし、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業を行う者は 3) のみとします。

- 1) 産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者（少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として交付証が授与される以前に許可を取得していること）。
- 2) 従業員数 300 人以下又は資本金 10 億円以下のどちらかに該当すること。
- 3) 過去 5 年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。
- 4) 原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、一社のみによる申請だけでなく、様々な専門的技術を有した外部組織との連携による事業の申請も可能です。ただし、外部組織との連携による申請の場合は、1)、2) については代表者がこの条件を満たしていること、3) については関係者全員がこの条件を満たしていることが必須となります。

また、助成事業として決定された場合は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の産廃情報ネットによる情報公表を行っていただきます。

### 3. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～⑤を対象事業とします。

- ① 3Rに関する技術開発事業、又は環境負荷低減に関する技術開発事業（以下「技術開発」という）
- ② 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業（以下「高度技術施設」という）
- ③ 上記①、②に関する起業化のための調査事業（以下「起業化調査」という）
- ④ バイオ燃料認定研究開発事業
- ⑤ 小型家電リサイクル認定研究開発事業

これらのうち①～③の事業については、ホームページに「平成17年度以降の産業廃棄物処理助成事業例」を示しておりますので、ご参考下さい。

### 4. 助成の概要

#### (1) 助成事業の実施期間

原則として、平成28年4月から1年以内とします。

ただし、対象となる事業のうち、①、②、④及び⑤については、平成29年4月以降にかかる計画がある場合、平成30年3月までの最長2年間（以下「1年超」という）の申請も可能とします。

#### (2) 年間助成額

① 技術開発	最高 500万円
② 高度技術施設	最高 500万円
③ 起業化調査	最高 50万円
④ バイオ燃料認定研究開発事業	最高 500万円
⑤ 小型家電リサイクル認定研究開発事業	最高 500万円

1年超の計画の事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

#### (3) 助成率

対象となる事業のうち、①、②、④及び⑤については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、③については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

#### (4) 助成の決定

平成27年度末に開催される助成事業運営委員会での審査結果に基づき、本財団理事長が助成事業を決定します。

1年超の計画で申請された事業の場合については、初年度の事業についてのみの決定とします（2年目の助成を保証するものではありません）。2年目の助成の可否については、平成29年1月末までに本財団に提出された「2年目の事業計画」を助成事業運営委員会で審議し、助成してもよいと認められた場合に対して、本財団理事長が助成を決定するものとします。

#### (5) 成果の報告

助成が決定した事業の申請者には、助成事業終了後3ヵ月以内に本財団へ成果報告書を提出していただきます（成果報告書は、助成事業の成果がわかるものとし、公表資料とします）。また、その後4年間は年に1回、助成事業による成果の活用状況等についての報告をしていただきます。

なお、1年超の計画で申請された事業については、平成29年1月末までに初年度の成果を「中間報告」としてまとめ、前述の「2年目の事業計画」とともに本財団に提出していただきます。

(6) その他

助成事業の実施期間中に、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けた場合、助成を取り消すとともに、支払った助成金の返還を求められます。

## 5. 選考

(1) 助成事業運営委員会

委員会は、学識経験者、関係団体、マスコミ等の6名で構成します。

(2) 各事業の評価項目の目安

評価項目 \ 対象事業	技術開発	高度技術施設	起業化調査	バイオ燃料&小型家電リサイクル認定研究開発事業
(1) 新規性	◎	—	—	◎
(2) 優秀性	◎	○	○	◎
(3) 事業性	○	◎	◎	○
(4) 実施体制	○	○	○	○
(5) 場所の確保	ケースによる	必要条件	ケースによる	ケースによる
(6) 実施方法	○	○	○	○
周辺環境との調和性	必要条件	必要条件	—	必要条件

◎：重点項目    ○：評価項目

1) 新規性

産業廃棄物処理業界において、従来にない新しい要素があり、新技術、新システムなどが使われているかどうか。

2) 優秀性

従来の技術と比較して、省力化・省エネルギー・減量化・減容化・選別分別・再資源化・無害化・公害防止などが優れているかどうか。

3) 事業性

事業を実施しようとするときの状況として、①技術開発については技術開発終了後1年程度以内、②高度技術施設については選定後1年程度以内、③起業化調査については数年内に、起業化（従来事業の効率化による収益性の向上も含む）の可能性があるかどうか。  
また、事業が産業廃棄物処理業界へ普及し、資源循環型社会システム構築に寄与していく可能性があるかどうか。

4) 実施体制

事業を実施するための技術スタッフ及び実施体制がすでにそろっているかどうか。外部組織と連携等を検討している場合は申請者側に主体性があるかどうか。

5) 実施場所の確保

事業の実施場所として、場所が確保できるかどうか。新設の場合は設置許可がとれる場所がある、或いは既設に敷地がある場合は変更許可がとれる場所があるかどうか。

## 6) 実施方法

事業を実施するための実施方法の手法が妥当であるかどうか。また、現実的な方法であるかどうか。

## 6. 応募手続き

### (1) 申請に必要な書類 (各1部)

- 1) 助成事業申請書類 (様式及び申請書)
- 2) 会社説明書 (定款の記載されたもの)
- 3) 産業廃棄物処分業許可証又は、特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し (複数の都道府県・政令市で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となり、かつ申請書に記載した内容と同一のもの) 又は、事前協議に入っていることが証明できる書類の写し
- 4) バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業については認定証の写し

### (2) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。また、申請書類等の郵送を希望される場合は、FAX または郵送で下記事項をお知らせ下さい。

- 1) 送付先の郵便番号、住所、電話・FAX 番号
- 2) 担当者の役職及び氏名
- 3) 必要部数

※「助成事業申請書類を送付希望」と明記して下さい。

### (3) 応募方法

記入要領を参考に申請書類を作成し、上記の申請に必要な書類とともに本財団 (下記の応募先) に郵送して下さい。

### (4) 応募締切日

**持参の場合：平成27年10月30日 (金)**

**郵送の場合：平成27年10月31日 (土) 消印有効**

### (5) 注意事項

- ・採決の結果は、郵送により担当者にお知らせします。
- ・採否の理由についてのお問い合わせには応じかねます。
- ・ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載された内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。産業廃棄物処理助成事業の審査目的以外で使用することはありません。
- ・過年度に応募いただいた方の再応募も対象といたします。

〈助成事業のお問い合わせ、申し込み及び応募先〉

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号 堀内ビルディング3階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 (担当：新宅、山下)

TEL : 03-3526-0155 FAX : 03-3526-0156

URL : <http://www.sanpainet.or.jp>

E-mail : [info@sanpainet.or.jp](mailto:info@sanpainet.or.jp)

## 7 編集後記

平素は、当協会の運営につきましてご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様のご協力により、第3回通常総会も無事終えることができましたことに改めてお礼申し上げます。

今年も節電が呼びかけられる季節になりました。関西電力管内では、原子力発電所の再稼働の見通しが立たず、この夏の需給についても、他社の応援融通等により、最低限必要とされる供給量のレベルを確保できるという厳しい状況です。国では、地球温暖化対策として、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結した省エネルギー等の行動を起こすため、7月から「COOL CHOICE」を旗印に政府を挙げての国民運動を展開しています。

一方、豊かで便利な社会を維持するためには、それに見合うエネルギーが必要であり、身近な電気の使用だけでなく、食料や衣料などあらゆるものの生産や輸送に伴うエネルギーにも考慮する必要があります。エネルギーとしては、木材、石炭、石油、天然ガス、シェールガス、原子力や水力、太陽光などの再生可能エネルギーなど多様なエネルギーが利用されていますが、将来的に利用できるエネルギーとして考えると、あらゆるエネルギーにはメリットとデメリットがあり、これ一つで全てを賄えるというものはなく、技術の進歩を見極めながら上手に組み合わせていくことしか方法がないと思われま

さて、いよいよ「紀の国わかやま国体」が9月26日から、「紀の国わかやま大会」が10月24日から開催されます。開催に向けた準備は着々と進められているようであり、和歌山県選手団の活躍に期待しています。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の業務運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

### わかやまさんぱい VOL. 34

平成27年8月

発行人	武田全弘
企画・編集	井本滋之
発行所	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553 URL <a href="http://wakayama.sanpai.com">http://wakayama.sanpai.com</a> E-mail <a href="mailto:wasanpai@sanpai.com">wasanpai@sanpai.com</a>
印刷	和歌山県海南市築地6-24 有限会社 かさい TEL 073-482-1647